

「東京都男女平等参画推進総合計画の改定に当たっての基本的考え方（中間のまとめ）」 についての意見募集結果

意見募集期間

令和7年11月17日(月曜日)から同年12月19日(金曜日)まで

意見総数・内訳

総数 212件

括弧内は内数

第1章 東京都の男女平等参画の現状と課題	48
第2章 総合計画改定に当たっての基本的事項	41
第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性	120
1 ～自分らしく生きていく～ 自らが希望する生き方を選択できる社会を目指して	(15)
2 ～女性がいきいき働ける～ 雇用・就業分野における女性活躍の促進	(40)
3 ～ささえる、ひろめる～ 男女平等参画を阻む意識改革や環境整備	(40)
4 配偶者暴力対策	(23)
その他	3

- ・ 提出いただいた件数ではなく、主なご意見と考えられる部分を件数として計上しています。
- ・ ご意見は、その内容に近いと考えられる箇所に分類しています。
- ・ ご意見の趣旨を尊重しつつ、明らかな誤字・脱字や文体等の表現を修正しています。
- ・ 同様のご意見を集約して掲載しているため、掲載意見の数と上記の件数は一致しません。

第1章 東京都の男女平等参画の現状と課題 (総論・男女平等全般)

- ・男女平等といいつつ男性差別について一切触れていないのはおかしい。例えば一部自治体はDV相談に対する対応を相談者の性別によって分けており、男性に対してはシェルターを用意しないなど、憲法の平等原則に反した方針を取っている。男性が極端に少ない業種、職場というのも存在している。海外・国内の選挙情勢の流れを踏まえると「男性差別に触れない男女平等」のような欺瞞はもはや通用しない。コンセプトの抜本的な見直しが必要。
- ・すべて無駄でしかないので東京都男女平等参画推進総合計画そのものを中止し、計画にかかわった関係者が同様の計画を企てぬよう公職追放または全く関係のない部署への配置転換などを行わせるべき。
- ・人々の価値観の移り変わりに応じた定期的な見直しが望まれる。
- ・本中間まとめは女性の活躍・被害支援が中心で、弱い立場の男性（非正規・低所得、学業不振、メンタル不調、ケアスキル不足等）への配慮が相対的に薄い印象。男性の長時間労働や孤立、進路ミスマッチをKPIで可視化し、相談・学習支援や父親向けケア研修の拡充を計画本文に明記すべきだと考える。
- ・全体として、これまでの取り組みの蓄積を踏まえ、社会情勢の変化を丁寧に整理したうえで、男女平等参画の重要性を改めて位置付けている点には概ね賛同する。一方で、計画の視点や施策の方向性の設定において、女性支援や「女性の活躍推進」に重きが置かれる一方で、男性側の視点や課題が十分に捉えられているとは言い難い点が散見され、これを是正する視点の強化を求めたい。東京都が目指すべき男女平等参画社会の実現に向けて、中間まとめの方向性には賛同する点が多いものの、男性側の視点や男女双方の生活実態を対称的に捉える視点の強化が不可欠であると考え。本計画が「男女平等」の名の下に、単なる女性支援計画とならないよう、男性側の課題・ニーズも丁寧に反映されることを強く希望する。

第1章 東京都の男女平等参画の現状と課題 (総論・男女平等全般)

・これまでの東京都の男女平等参画の推進に関する取組や計画の方向性には一定の評価をしているが、男女平等を掲げる理念と現実との制度運用との間に、依然として大きな乖離が存在している点に強い違和感を覚える。

例えば、教育分野において受験の段階で男女別に合格人数の制限が設けられているケースが現実に存在し、能力や努力の結果ではなく「性別」によって進路の選択肢が制限される構造であり、男女平等参画社会を目指す理念と整合しているとは言えない。進路選択の自由を保障するという観点からも、制度的な検証と透明性の確保が必要である。

また、皇位継承において女性天皇が制度上認められていないこと、選択的夫婦別姓がいまだ実現していないことも社会に根強く残る性別役割意識を象徴する事例だ。こうした制度の存在は「個人の能力や意思よりも性別を優先する」というメッセージを、無意識のうちに社会全体へ発信してしまっているのではないか。

都の計画では「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」への対応が重要な柱として掲げられているが、真にその意識改革を進めるためには、教育・雇用・家族制度など、社会の根幹をなす制度そのものが、男女の別なく公平であるという前提が不可欠だ。理念の提示や啓発にとどまらず、既存制度との矛盾や不整合を丁寧に検証し、「性別によって最初から選択肢が分けられていない社会」を実現するための具体的な議論と行動を今後の計画に反映することを強く望む。

・男女の肉体的、生物学的な違いは根本的には変えることが出来ないので、生まれ持った性別の表記を変えることには反対だ。そこに囚われているといつまでも無駄な話し合いが必要だ。また、婚姻は子供を育てるためのもの。とすれば保障等も限定できると思う。それ以外の場面では、男だから、女だからと区別する事自体が間違っていると思う。全てが何故存在しているかシンプルに考えれば、答えは自ずと出てくると思う。

・東京都男女平等参画推進総合計画であり男女平等であるにも関わらず男性差別だ。

・この取り組みを進めることに反対する。なぜこれをやるのか？やることで得られる都民のメリットは？予算を使ってまで人の意識にまで介入することは憲法違反ではないのか？今一度再考いただきたい。

・全体的に女性に注目し優遇する視点しかないのがコンシャスバイアスとなっている。男女平等からかけ離れている。

第1章 東京都の男女平等参画の現状と課題 (総論・男女平等全般)

・こうした計画は、時に企業や個人への負担が大きいのしかかることが懸念される。数字や枠組みなど見えるところばかりを捉えるのではなく、なぜその結果になったのか、背景や必要な支援を具体的に計画に盛り込み、真の男女平等とは何かを改めて考え直す必要があると感じる。計画の中でも取り上げられている進路選択における理工学系の女性の少なさについても、単に性別による偏りとして説明されるだけでは十分ではない。男女問わず、理工学系に関わる機会がどれだけあるか、教員の質や教育の自由度などが影響している可能性がある。個人の「面白そう」「やってみたい」といった興味・関心を育む環境を整えば、人の思想を強制することなく、多くの人々が自然に関わることができると思う。現時点で東京都が示す基本的な考え方だけでは、男女平等は十分には達成されないだろうと素人目にも感じざるを得ない。平等という言葉が「便利な看板」として使われているのではないかという不信感も拭えない。私は都民ではないが、東京都の施策や方針が全国に影響を及ぼす可能性を懸念しており、こうした視点も踏まえて、今一度、計画の趣旨や施策の方向性について再考いただきたい。

・「男女平等参画～」とかそういうのに多額の税金を使わなくて結構だ。女性とか男性とか平等平等って鬱陶しい。男女は全く違った生物で平等なんて無理。私達は一般の人間として活躍出来るようにそれぞれで努力したらよい事。わざわざ東京都に推進してもらわなくて結構。くだらない事にばかり税金を注いでいる小池さん。男女平等参画～を推進して、くだらないNPOなどに税金をばら撒き、ご自分にもキックバックがあるのでしょね。噴水、プロジェクションマッピング、エジプト雇用合意など全部理由は後付け、報道先行で反対出来ない空気を作る小池さん。男女平等参画も必要ない。もっと日本人で都民の為に税金を使いなさい。あなたは総理より偉いのですか？男女平等参画～などに税金を注ぐのではなく、女性が安全に街を歩けるように、歌舞伎町などの清掃や治安の為に税金を使ったらどうですか？インバウンドなどの外国人のせいで東京都が汚れに汚れていますよ。興味無いですか？ジョージソロス提案通り、外国人移民を大量に入れて治安を今以上に悪化させ、石原慎太郎先生がご尽力された美しい色彩豊かな東京を小池百合子が崩壊させていくのですね。あなたが都知事の任期終了する頃には東京都が全ての面において汚れに汚れているのでしょね。東京都と東京都民の未来は小池さんのせいで絶望的だ！

第1章 東京都の男女平等参画の現状と課題 (総論・男女平等全般)

・そもそもの前提として国も含めてであるが現状の男女平等参画は全て男性差別でしかない。幸福度も自殺率も労災事故率も男女平等参画が始まってから常に男性の方が悪い評価が出ており、むしろ男女平等参画が始まってからは更に悪化の一途を辿っている。つまり実際のところは女性優遇政策であり、女性側はかりそめの正当性を持った加害者であるという認知が議会の方々には分からないだろうが広がっている。その認識違いから端を発するあらゆる政策が男女平等ではなく、男性の女性蔑視をより加速している。一般論として人は不公正を許さない、現状多くの男性は平等という名目の不公正を押し付けられていると認知しており、女性が不幸になったとしても冷徹に見捨てる、積極的にではなく女性を助けないという方向へ傾いていると思われる。そして大きな問題なのは女性やそれを援護する貴方方議会がそれを真正面から受け取る能力が欠如しているということだ。常に認識の中に『女性は哀れな被害者でなければならない』というバイアスを市井の男性は見出している。昨今話題になる大学入試や就職に関わる女子枠や司法の量刑の女性割、女性専用車両、そして女性の気持ちを理解させる為の生理痛体験の義務化。これら全て憲法上においても不適當なものだろう。しかしあなたがたにはこれは透明化されて見えていない。まさに女性の苦勞を男性社会が透明化したというレッテルをあなたがたが貼っている。これもまた不公正であり言いがかりであり、あけすけに言えば公的な反社会的活動として筆者は見なしている。もしかしたら今の立場を失うのが恐ろしくて男性差別的な政策を繰り返しているのかも知れない、しかしその果てにあるのが税金の不明瞭な用途、特に犯罪者の関わるNPOへの税金投入に繋がっている可能性すら見られる。これは男女平等以前に都のコンプライアンスとしても相当に問題のある振る舞いだろう。都自らが犯罪に加担していると思われる見られても致し方ないと考える。いずれにせよこれを読んだ所でああなたがたが読んで意思を違えるような事は無いと考えるが、一都民として、そして法を受け入れて守ろうとする人間として男性差別やそれを利用しての税金の不明瞭な動きについては全く受け入れられない。故に参政党に脅かされるのだ、お題目でも正当性があると人々が見出しているのは今回のこの件については彼らなのだ。参政党未満のあなたがたは反省してほしい。

・社会人になり20年経つが、我々の世代は男女平等と言うよりはむしろ女性優遇により男性が差別を受けている状況が続いている。既に平等になっているので、特定の性別を優遇するのはやめてほしい。男女平等参画の活動自体が不要になっている。無駄な税金を使うのをやめてほしい。

第1章 東京都の男女平等参画の現状と課題 (総論・男女平等全般)

・東京都の男女平等参画推進総合計画は、都民の生活と人権に直結する基幹計画である。ゆえに、行政文書が性別固定観念を補強する表現（女性のみ被害、男性のみ加害等）を含むことは、計画の正当性と実効性を損なう。本計画は「平等（差別なき救助）」を最初に置き、その上で必要な重点支援を積み上げる形に改めるべきである。

・知事や首相を見ればわかるが女性だから何かができないと性別にこだわって考えること自体がおかしいということに気づくべきではないか。バイアスを変えるのであれば、まずは子供、そして子供に関わる教師からであり、一般企業に勤める男性ではないことだけは確実だ。

ジェンダーギャップ指数についてはきちんと各数値ごとに原因を考える必要がある。議員や理系に女性が少ないのは、そもそも女性がそれぞれの分野に進もうと思わないから、という面が強いはずだ。どこかに、女性の方が落選した議員の数が多い、といったデータはあるのか。これらをガラスの天井や男性優遇といった原因とみなし女性支援しかしないことこそ、是正すべきバイアスなのではないか。

生理痛を体感させるといった根拠不明な、違憲とも取れる、拷問を採決してしまう都議には無理かもしれないが、今から何かしたところで偏見に塗れた社会人をどうこうするのは余裕があるタイミングでいいはずだ。

男女共同参画が謳われた時代は、確かにまだ女性の社会進出が見えにくいからと女性の優遇措置を取る必要があったのかもしれないが今はどうだろうか。女子大だけでなく一般の大学含め、女性の進学率は低いままなのか。大学卒業後の就職率はどうなのか。今一度何を正すための法だったのか、考え直してほしい。

少なくとも、機会においては男性にしか開かれていないという事項は少ないはずで、ほぼ機会平等は実現できているものと思われる。であれば、男女平等などといって公が動く必要はなく、ミクロに育児支援などといった子どもへの支援に予算を投入すべきだ。なお、あくまで子どもへの支援であり、母親やそれになる可能性のある女性への支援ではないことを間違えないでいただきたい。

・全体的に女性への支援に偏重した内容で、男女平等とは言えない政策ばかりだと思いました。男性の困りごとについても支援策を用意すべきではないでしょうか。

第1章 東京都の男女平等参画の現状と課題 (総論・男女平等全般)

・以前のパブコメにて懸念があった表現規制に繋がる文言が無くなり、男女共同参画の実現に向けた内容へと改善されてる点を評価する。また、懸念やご意見に耳を傾け、ご対応頂いたことに深く感謝申し上げます。今後ともこの形で進めていただきたい。

・一方の性別のみを支援の対象とする政策が立案される現状は、東京都庁の組織風土に「女性のみを支援することこそ男女平等である」というアンコンシャス・バイアスが存在することを示しており、都民として改善を望む。かような組織風土は、男女雇用機会均等法の制定から40年を経た現代社会の（特に若い世代の）男女平等観から剥離しており、法の下での平等を実現を担う公務員として非常に恥ずかしいことであると認識されたい。

男女が共に手を携える社会の実現には、女性も支援し男性も支援する政策が不可欠であると確信する。そのため、私のような意見を「ミソジニー（女性蔑視）」「男尊女卑」「冷笑」などと偏見に基づく批判の対象にするのではなく、男女平等参画社会を本当の意味で実現するために耳を傾けるべき意見の一つとして、政策に反映することを一都民として強く希望する。

第1章 東京都の男女平等参画の現状と課題 1 男女平等参画社会をめぐる現状の認識と課題

・本中間のまとめにおいて、配偶者暴力対策を重要な柱として位置づけ、相談体制や保護、自立支援などの切れ目のない支援を強化しようとする方向性については、被害者の安全と尊厳を守る観点から適切であり、評価する。

男女平等参画社会の実現に向けては、理念や意識啓発に偏るのではなく、都民の生活実態に即し、効果と必要性が明確な施策に税金を投入することが重要だ。今後の最終答申及び計画策定にあたっては、施策の優先順位と財政的妥当性について、より一層の検討を行っていただくことを要望する。

・本計画では女性側の不利益や困難については丁寧に記載されている一方で、施策の結果として生じ得る男性側の負担増についての検討が見当たらない。家事・育児参画や働き方の見直しを進めること自体には賛同するが、その過程で男性に対する社会的役割期待や心理的・時間的負担が増大する可能性は現実的に存在する。にもかかわらず、本中間のまとめでは、男女双方の負担の総量やトレードオフ構造についての分析が行われておらず、政策影響評価として不十分であると考えられる。

・現状と課題の全般について、女性のみならず男性が置かれた困難についても十分に分析・調査されたい。社会を生きるうえで女性には困難があるのは周知の事実だが、同様に男性にも困難があるのが本来あるべき男女平等参画社会である。この「現状と課題」の分析が女性の困難にのみ焦点を当ててしまっていることが、各政策が女性のみを対象とし男女平等となっていない原因であり、総合計画の確定前に必ず改善すべきである。

1 男女平等参画社会をめぐる現状の認識と課題 (1) 都や国の取組

- ・「制度改正があった結果、東京都はどう変わり、どの課題は残されたのか」が示されていないなど、時系列の羅列にとどまっております分析が不十分ではないか。男性の育児参加の改善が必要、長時間労働環境の是正は男女ともに有益であるなど女性と男性の課題を並列に記載して誤解を防ぐ構成にしてはどうか。
- ・国と同じ説明で終わっており、都市部特有の問題（非正規比率の高さ・単身者増）が反映されていないため、東京都ならではの特徴の記載がないように感じる。非正規女性の割合が特に高い、高学歴女性の割合が高いのに活躍に結びついていないなど東京都固有の背景を記載してはどうか。
- ・中間まとめでは、東京都が男女平等参画基本条例（平成12年制定）以来、行動計画の改定を重ねてきた歴史と位置付けが丁寧に整理されている。また、令和4年の総合計画における「誰もが安心して働き続けられる仕組み」「固定的性別役割分担意識の変革」「暴力の根絶」を中心に据えた方向性は、現代の社会的課題に即した重要な視点だ。
- ・国等の動きに「困難女性支援法」の記述がないことに大きな疑問を感じる。困難に陥る原因は、おもに「貧困」と「暴力」だ。この法律をしっかりと捉えることが重要だ。
- ・「男女平等参画」は“女性支援”の同義語ではない。都や国の取組を整理する箇所では、目的を「性別による不利益・人権侵害の解消（性別を問わない）」として明確化すべきである。「本計画は、性別にかかわらず、都民一人ひとりが尊厳を侵害されず、自らの意思で生き方を選択できる社会の実現を目的とする」等の一文を、総論として明記することを提案する。

1 男女平等参画社会をめぐる現状の認識と課題 (2) 都を取り巻く状況

- ・ 施策評価が曖昧で優先度が読み取れないため、成功と失敗の仕分けがされていないように見える。施策の成果と未達成項目を整理することで、因果関係を可視化し「なぜ取り組むか、取り組まねばならないか」の理解が深まることが期待できる。
- ・ 「男女平等参画=女性向け施策の強化」とも読める構成で、男性の課題（長時間労働、単身高齢男性の孤立など）が扱われていない。これらは、女性ばかり優遇しているのでは、と都民の誤解を招きそうな点であるため、丁寧な説明が必要ではないか。
- ・ 全体的に、データは豊富に見えるが「背景」「原因」「東京都独自の事情」が分析不足に見える。施策につながる論理が不足しており、方向性が曖昧である。
- ・ 大前提として、管理職の割合や非正規の割合は解消すべき点なのかという点を再考していただきたい。前提で触れているジェンダーギャップ指数が根拠の一つとして第一章で触れているが、これがどういう指数なのか、順位を上げることがいいことなのか、そもそも順位が高い国はどんな試作が背景にあるのかといった検証が見受けられない。日本において、都知事は女性であり大企業でも女性が社長であることから、女性であることが社会において制限があるわけではないことは明らかだ。
- ・ 男性への人権の侵害についてもっと取り上げてもらいたい。男性は痴漢の冤罪によって大きな損害を受けている事があると考えられる。これを防ぐために男性専用車両を設置してもらいたい。
- ・ 夫婦が結婚して父親が実は夫ではない、いわゆる托卵というケースは表に出ないがある程度あると考えられる。そういったケースを防ぐために子供が生まれた夫婦は遺伝子検査を義務付け、本当に父親の子なのかを確認させるようにすべきだと考える。女性による男性へのDVももっと取り上げて欲しい。夫婦で夫が嫌になって秘密に子供を連れて出て行ってしまった場合に子供の親権や監護権を持つ争いで圧倒的に男性が不利になっている。男性の権利をもっと認めて女性と平等にして欲しい。

1 男女平等参画社会をめぐる現状の認識と課題 (2) 都を取り巻く状況

・現状と課題の把握において、引用されている調査結果の多くは定量的調査によるものではないかと思われるが、グループインタビューを始めたとした定性的調査により、当事者から具体的なエピソードを広く拾い上げ、そのエピソードから抽出される課題感・問題意識を既に記載されている現状と把握と突き合わせ、再確認・ブラッシュアップの上、改定することが望ましい。

・都民の多様な生活実態の変化（人口減少、少子高齢化、家族構成の多様化、働き方の変化など）に対して「男女平等参画」という枠組みがどこまで具体的に個々人のライフコースに結びつくのか、その視点が十分に展開されていないように感じらる。例えば、ジェンダー役割に由来する固定観念の課題は、女性側の就労阻害だけでなく、男性側の生活参加（育児・家事・介護など）や精神的健康にも深く関わっており、これらの課題を両性の実態として位置付けるべきと考える。

・中間まとめでは就業率や管理職比率など数値による現状把握が示されているが、数値の背景となる前提条件への言及が十分ではない。特に、妊娠・出産は女性のみが担う身体的負担であり、子を持つ選択をした場合、一定期間の就労中断やキャリア調整が不可避である現実がある。こうした条件は個人の努力や意識の問題ではなく、生物学的に代替不可能なものである。

・現状の課題を示す際に、「女性＝被害者」「男性＝加害者／無関心」といった含意が読み取れる書き方は、計画文書として不適切である。課題の可視化は賛成だが、“原因を性別に帰属させる書き方”は避け、構造（長時間労働、賃金・雇用、ケア資源不足、相談行動の困難など）に落とし込むべきである。

①人口減少、少子高齢化

・都特有の少子化の要因（住居費・未婚率・通勤時間など）が説明されておらず、出生率の数字（6.3%、0.96など）が一般読者に直感的でないように感じる。実際は働き方改革・住居政策・男性側の育休拡大が不可欠であるにも関わらず、「出生率が低い＝女性支援を強化すべき」という単純解釈に見える。

1 男女平等参画社会をめぐる現状の認識と課題 (2) 都を取り巻く状況

①人口減少、少子高齢化（続き）

・「出生率対策＝女性施策」ではなく男女双方の働き方改革や家事負担の是正がカギであることを明記するなど、都の少子化の構造（住宅、労働、未婚化）を説明すべき。

②社会経済環境の変化

・技術革新（AIなど）の記述が一般論で、東京の産業構造（金融・サービス・IT）との関連が弱く、「AIが進む＝女性が活躍できる」という誤った希望的解釈を与えかねない。

・「AI化で事務職が減る＝女性の雇用影響大」という分析を加え、リスクリング支援の必要性を明記してはどうか。

③女性の参画

・国際比較はあるのに、“なぜ日本が118位なのか”の原因が書かれていないことで「女性比率が低い→だから女性を優遇して増やそう」という誤解をうむ可能性がある。男性側の構造（長時間労働前提）に原因がある部分が隠れてしまう。

・長時間労働による女性の継続就業困難、非正規・短時間勤務の偏在、再就職の困難さ、職場文化のジェンダーバイアスなど、原因要素をし、「女性優遇」ではなく、男女双方が制約なく働ける労働環境の整備が必要であることを明記してはどうか。

・男性と女性の割合ではなくリーダーシップを発揮したい人の中の割合を考慮すべき。人によっては子どもが幼い間は仕事を短時間に済ませ、リーダーシップを発揮したり仕事に打ち込むのは子育てが一段落してからと考えている人もいる。

1 男女平等参画社会をめぐる現状の認識と課題 (2) 都を取り巻く状況

④生活時間

・男性育休増加と家事時間差が縮まらない理由をもう少し深掘りできるのではないか。この書きぶりだと実態として取得者は増えたが短期間、形骸化が多いのに「男性は育休を取っていない」と誤読される。例えば、取得期間の中央値（例：2週間以内）等を示すなど家事負担の“責任の所在”が女性に偏る文化を分析して深掘りし、男性の育業能力向上施策の必要性を示してはどうか。

・男性の育児休業取得率が上昇する一方、男性と女性との家事・育児関連時間の差は縮まっていないとの記載があるが、育児を「自分事」として捉えきれない男性が多いのが一要因ではないか。子どもが生まれたその日から、病院で授乳指導やおむつ替え、健診や予防接種のスケジュールの説明を受け、赤ちゃんを家に連れ帰るにあたって注意すべきことを教わった。赤ちゃんの命や健康に関わることについても、父親はすべて又聞きとなる。こういう機会に恵まれない男性に育児をしろと言っても、妻頼みになるのは仕方ないと思う。父親も数日入院させて、医師や助産師の指導を受ける取り組みがあってもいいのではないか。女性の社会での活躍と同等に、男性の家庭参画を推進する意気込みで取り組まないといつまでも差は縮まらないと思う。

・男性と女性との家事・育児関連時間の差は縮まっていない要因について、令和元年というと新型コロナウイルス大流行の前である。令和2年度および令和3年度の緊急事態宣言等によって自宅等でのテレワークにより出社を控える等の生活様式の変化があった。過去数十年分を数値とグラフで確認し、ひとつの年度と比べることは避けてほしい。

1 男女平等参画社会をめぐる現状の認識と課題 (2) 都を取り巻く状況

④生活時間（続き）

・女性の負担が重い現状を可視化し、是正する方向性には賛成である。ただし、「女性の負担が重い」という事実提示が、そのまま「男性が家事をしない（できない）ことへの道徳的非難」や「女性だけが被害」という構図に読まれる書き方は不適切である。現実には、家事・育児・介護を担いたくても、仕事（長時間労働、通勤、職場文化、評価制度等）の制約で担えない男性も多い。よって、都が取るべき方針は、①男性が家事・育児・介護に参画できる“時間と制度”を確保すること、②女性が継続就労・キャリア形成できるよう支えること、を両輪として明確化すべきである。「家事・育児・介護の負担が女性に偏在している」だけで止めず、「長時間労働や就労慣行等により、男性側が家事・育児・介護に参画したくても参画できない構造もある。性別役割分担の固定化を解消するため、働き方・職場慣行を含めた構造要因に対処する」という趣旨を追記すること。

⑤労働、所得

- ・賃金格差の「構造的要因」が十分説明されておらず、「女性の給与が低い → 女性を優遇すべき」という単純な話に見える。
- ・女性の非正規比率の高さ、時短勤務による昇進機会の減少、配偶者控除など制度的な壁など、格差の主因を可視化し、女性優遇ではなく労働市場全体の構造改革を提案してはどうか。
- ・非正規雇用の割合に関しては、個々の家庭における役割分担の話なので、その分担をする際に懸念となりうる事象と向き合う必要があると思う。例えば、正規雇用しか選択肢のない男性に対して非正規雇用でも問題ないという風潮を作り出せば、自ずと夫が非正規で積極的に家事育児に参加し、母は正規雇用や役職者としてしっかり仕事をする、という家庭も増えてくるかと思う。

1 男女平等参画社会をめぐる現状の認識と課題 (2) 都を取り巻く状況

⑤労働、所得（続き）

・助産師に男性がなれないこと等から、いまだに産科関連は女性専用という風潮があることもが察せられるが、この点こそが女性が非正規雇用になって育児のメイン担当になっていることへつながっている可能性もあるかと思う。そのため、端的に女性の割合を増やせということだけで進めるのではなく、その原因となる男性への選択肢の追加なども視野に入れなければ効果は薄いと思われる。そのため、生理痛体験をさせるなどといった拷問のようなことを強要する施策を検討している暇はないはずだ。

・就職してすぐに短時間で働くことのできる正規雇用の創設を促進していただきたい。就職し働き始める時から短時間勤務したいという希望を叶えてくれる会社がない。正規雇用の初期からの勤務時間の短縮を選択できるようご検討願いたい。

・所定内給与額の女性の男性に対する割合が70パーセント台とのことだが、出生数の増加のため、女性が生き生きと暮らすため、出産した女性の所得税の減額を求める。

・女性の就業継続や復職、再就職の促進が男女平等参画の重要な指標として位置づけられているが必ずしも当事者の自由な選択によるものかどうかについては慎重な検討が必要である。現実には、家庭の経済的事情や生活費・教育費の負担などにより、女性が働かざるを得ない状況が存在する。その場合、就業率の向上を単純に「平等の進展」と評価することには強い懸念がある。計画では、就業の「結果」だけでなく、その選択が本人の意思によるものか、やむを得ない事情によるものかという質的側面にも配慮した施策設計を求める。

・労働や所得に関する男女間格差が数値で示されているが、その背景にある評価基準や職場文化についての分析は十分とは言えない。長時間労働や突発的対応が可能であること、育児・介護による制約が少ないことなどが暗黙の評価基準として作用し、結果として男性が優位となる構造が存在する。計画においては、数値目標の設定に加え、評価基準や昇進要件の可視化・点検を行い、性別に依存しない公正な評価を推進する視点を位置づけることが重要である。

1 男女平等参画社会をめぐる現状の認識と課題 (2) 都を取り巻く状況

⑥進路選択

・STEM分野の女子が少ない理由の分析が弱く、女子を理系に強制するのか、という不安につながりやすい。STEM比率改善は“選択肢の拡大”であり、性別による刷り込みの排除が目的であることを明記してはどうか。

⑦無意識の思い込み

・形成過程の説明が不十分で、「女性が被害者、男性が加害者」という単純構図に読み取られがちである。男女双方が偏見に影響を受ける構造を明示し、男性に対する偏見（“稼ぐべき”など）も課題として記述してはどうか。

・学校教育などでの幼少期の偏見を正すことこそ、公が先導すべき事項なのではないか。義務教育期間においては子ども達の考え方に対して、教師達も多大な影響力を持つので、ここへ手を入れるのは、個々の家庭ではできないことかと思われる。

・無意識の思い込みによる具体的な進路への干渉は男性に対しても同じかそれ以上であることがわかっている。男子に対しては、女性の上方婚志向に対応するために「稼げる」選択への誘導が強まっていると考えられており、女子に対する寛容はその裏返しである。女性の上方婚志向は自由な選択であり、これに対応するのも自由な選択である。国民の自由な選択とその結果に都ごときが介入することは適切でないとする。

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-00-19.html

・性別によって教科の得意、不得意や、職業の向き、不向きがあるという思い込みが「幼少期から周囲の影響を受けて形成されている」ことが示唆されるのであれば、幼少期から性別のアンコンシャスバイアスを知る機会は提供されるべきではない。幼少の子どもに接する周囲が対象であるべきだ。議事録も拝読したが、キッザニアに行く年齢の子どもは本人の好きや憧れに一直線に進み、保護者が本人の意思を尊重すればいい。未成年に政府が働きかける必要はない。むしろ保護者をはじめ成年を対象にするべきだ。保護者の同意なくして政府が未成年に対して「性別による思い込み」について知る機会を提供することは不必要。

1 男女平等参画社会をめぐる現状の認識と課題 (2) 都を取り巻く状況

⑧配偶者暴力

- ・区市町村格差が把握されておらず、若年層・外国人女性の問題も書かれていないことで、「女性ばかり」といった誤解を招きやすい。男性被害も一定数存在するが言及が薄い。
- ・男性被害者にも触れ、支援の公平性を明示するとともに外国人女性・若年・高齢者などの層別課題を整理してはどうか。

2 現行計画の取組結果と評価

・課題として「民間団体との協働に際し、候補となる民間団体の適格性をより確実に把握し、協働先を選定する必要がある」と記載されてはいかがか。「配偶者暴力対策基本計画」に関し、配偶者暴力対策に関する補助金を受ける事業者について、東京都にて住民監査請求が認容され、補助金の返金には至らなかったものの会計上の不備が多数確認され、更に当該団体は監査に当たっても仕様書の規定に反して領収書の提出を拒むなどの問題があったと都より示されている。また、同じく福祉領域としては、例えばいわゆる「トー横問題」の対応において、協働する団体の支援員が被支援者に違法薬物を勧めるなど、協働する団体の問題が多く取りざたされている。このような状況は、何よりも支援されるべき方々のためにならず、都には真摯にこの取組結果を振り返ることと、その対応が必要であることを記載されてはいかがか。

監査結果) <https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kansa/4jumin5>

・課題として「事業内容について、その透明性の確保により一層努力する必要がある」と記載されてはいかがか。「配偶者暴力対策基本計画」に関し、配偶者暴力対策に関する補助金を受ける事業者についての住民監査請求等に関連して、多くの情報公開請求が為され、多くの情報開示において所謂「黒塗り」または「白塗り」により多くの情報が非開示であったと側聞する。少なくともその非開示の一部については国賠訴訟を通じて開示が相当であるとの結論が高裁で確定したと認識しており、東京都の事業の透明性、情報開示の在り方について課題があることは明らかだ。

・進捗評価は「女性の改善指標」だけでなく、「男性の参画が阻害されている要因の改善」も同時に測定すべきである。特に生活時間とDVは、性別による“見えにくさ”が成果を歪めるため、指標設計を改善すべきである。例えば次のようにしてはどうか。

生活時間：男女双方の家事育児介護時間、長時間労働の状況、育休・介護休業取得の実効性を“構造指標”としてセットで評価する。

DV：相談件数・保護件数等について、被害者属性（性別等）を可能な範囲で可視化し、「男性被害が取りこぼされていないか」を評価項目に入れる。

第2章 総合計画改定にあたっての基本的事項 1 計画の位置づけ

- ・法体系の説明が複雑で都民には理解しにくいことで「女性施策ばかり複数上乘せされている」という誤解を招く。図解で整理し、「女性優遇ではなく、複数法令に基づく統合計画」であることを分かりやすくすべきではないか。
- ・計画の「位置付け」には、男女平等参画を“特定性別の利益配分”と誤解させない理念文が必要である。「性別にかかわらず」という普遍性を冒頭に明記すること。

第2章 総合計画改定にあたっての基本的事項 2 他計画との関係の整理

- ・他計画との整合性が十分に説明されておらず、「男女平等参画があれば他の計画（子育て等）は不要では？」という混乱が生じる。重複領域・連携領域を一覧表化して視覚的に分かりやすくすべきではないか。
- ・DV、ケア（介護・子育て）、労働、福祉、教育等の関連計画との連携においても、「女性のみを対象にしているかのような導線」にならないよう点検すべきである。関連計画との連携図・導線に「男性被害の相談先」や「男性のケア参画支援」も明示すること。

第2章 総合計画改定にあたっての基本的事項 3 男女平等参画の視点の一層の推進

- ・「庁内点検の仕組み」が示されていないことで、「女性優遇の視点だけが加点されるのではないか？」という不信感を生む可能性がある。ジェンダー影響評価を導入し、男女双方に中立であることを明記すべきではないか。
- ・第2章で「男女平等参画の視点の一層の推進」を掲げているが、「総合計画は、女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画としての「東京都女性活躍推進計画」及びDV防止法に基づく都道府県基本計画としての「東京都配偶者暴力対策基本計画」をあわせて策定」されており、この2本柱を軸にすることで零れ落ちている多くの課題がある。2024年10月に国連女性差別撤廃委員会から日本に対して出された総括所見（勧告）内容と比べてみれば、東京都の総合計画（案）がいかにか狭い範囲でしか男女共同参画の課題を扱っていないかが一目瞭然である。一つだけ例をあげれば、「～自分らしく生きていく～自らが希望する生き方を選択できる社会を目指す」ための土台になる、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する自己決定権）に関する言及がどこにもない。「男女平等参画の視点」のトータルな中身が希薄である。
- ・「女性に重点を置くことの意義が大きい」といった価値判断を、最初から一般論として置くのは不適切である。最初に置くべきは「平等（差別なき救済）」である。賛否を整理すると、賛成：特定の領域で女性に不利益が集中しているなら、重点支援の合理性はあり得る。反対：重点支援が“性別固定観念”と結びつき、男性被害の排除・軽視や、運用の偏りを生むなら、理念（平等）に反する。
重点支援を述べる場合でも、「性別にかかわらず救助し、排除しない」という原則とセットで明記すること。「重点」とは“他を切り捨てる理由”ではなく、“取りこぼしゼロを目指すうえでの追加的手当”であることを明確化すること。

第2章 総合計画改定にあたっての基本的事項 4 数値目標と事業評価・進捗管理

- ・指標が少ない点を指摘しているだけで、具体案が示されていないため、「女性比率だけを目標にするのか？」という誤解を生む。男女ともに必要な指標を示す。（男性育児時間、女性管理職、非正規→正規率、DV相談センター整備数など）
- ・STEM分野における女子の志望・受験・進学・就職・管理職までのパイプラインを、学校種・地域（23区/多摩/島しょ）・国籍・障害の有無などで分解したKPIとして設定・公開していただきたい。OECD比較を念頭に中期目標（例：理工系学部の女子比率の段階的引き上げ）を置き、年次報告で改善率を追う仕組みを希望する。
- ・第三者機関の委員構成に女子中高生・女子大生・若手研究者などの当事者枠を入れ、勧告の採否・改善計画・期限を公開する仕組みがあると、現場の声がより届くと思われる。都民が継続的に意見を送れる場の常設も期待している。
- ・数値目標の設定にあたり、「数値目標の設定根拠を示すこと」を追記されてはいかがか。設定する数値目標について、実現可能性や先進性などに言及されているが、EBPMの観点からは設定根拠を示してそれらをふまえて目的に合致する目標であることを示す必要がある。
- ・数値目標の設定や総合計画の評価にあたり、「費用対効果を十分に勘案すること」を追記されてはいかがか。社会保障費の暴騰が続くなどで市民の生活は苦しさを増しており、公金の効率的な利用はより一層求められている。費用対効果が十分に高いことは事業の前提であり、EBPMの観点からも根拠に即して目標・成果を判断する姿勢であることを明示されることを勧める。
- ・総合計画の評価について、全ての事業評価について公表するように記載してはどうか。本計画の遂行には市民の協力が欠かせないが、そのためには事業の意義と成果とをしっかりと共有して、市民の理解を深めていく必要がある。本計画は極めて多様な事業を含むものであることから、総合的な報告のみでは市民には十分に理解ができず、個々の事業について事務事業評価のホームページでの公表などで事業評価を公開されることを勧める。

第2章 総合計画改定にあたっての基本的事項 4 数値目標と事業評価・進捗管理

・中間まとめには、データに基づく現状分析が含まれているが、男女それぞれの生活実態や変化をより丁寧に可視化するための具体的な指標や評価方法の提示が不足しているように思える。男女の賃金格差、育児・介護参加時間、休業取得率といったKPIを明確化し、進捗管理と定期的な公表を行うことにより、都民の理解と参画を促すことができると考える。

・本計画における数値目標と事業評価の設定方法には、透明性と公平性の観点から重大な懸念がある。まず、現行計画では605事業（女性活躍推進計画）と317事業（配偶者暴力対策基本計画）が掲載されているにもかかわらず、数値目標はそれぞれ22個と3個のみという極端な偏りが見られる。これは事業の大半が定量的な評価を受けていないことを意味し、予算執行の妥当性や効果測定が適切に行われていない可能性を示唆している。特に問題なのは、事業の実施主体や予算配分の詳細が不透明な点だ。民間団体への交付金や委託事業について、どのような基準で事業者が選定され、どの程度の予算が配分されているのか、計画書からは全く読み取れない。この状況は、特定の関連団体や事業者への継続的な予算配分という既得権益構造を生み出し、実質的な利益誘導となる危険性がある。また、「第三者機関を設置し、取組の進捗状況を報告する」とあるが、この第三者機関の構成メンバーの選定基準、利益相反の管理方法、議事録の公開範囲なども明示されていない。形式的な評価機関が、実質的には推進側の追認機関として機能する懸念がある。数値目標についても、「女性管理職比率」「女性議員比率」など、結果の平等を求める指標に偏重しており、機会の平等や個人の選択の自由という本来の平等原則が軽視されている。性別を基準とした数値目標は、能力や適性ではなく性別で人事を行うことを促し、真に能力のある個人（性別を問わず）への逆差別を生み出す。さらに、男性に対する支援や男性が直面する困難についての数値目標が皆無である点も問題だ。男性の自殺率の高さ、ホームレスの大半が男性である現実、男性の育児休業取得率が上昇しても家事・育児時間の男女差が縮まらない背景にある長時間労働の問題など、男性が直面する構造的課題が完全に無視されている。改善提案として、以下を求める。第一に、全事業について実施主体、予算額、選定プロセス、達成目標を明記し、ホームページで公開すること。第二に、事業評価については外部監査を導入し、費用対効果の検証を義務付けること。第三に、数値目標は「女性の割合」だけでなく「性別にかかわらず機会の提供状況」「性別による処遇格差の解消」など、真の平等を測る指標を設定すること。第四に、男性が直面する課題についても定量的な目標を設定し、性別に偏らない支援体制を構築すること。

- ・数値目標は、ただの男性差別になるのでやってはいけません。
- ・中間まとめでは就業率や管理職比率など数値による現状把握が示されているが、数値の背景となる前提条件への言及が十分とは言えない。特に、妊娠・出産は女性のみが担う身体的負担であり、子を持つ選択をした場合、一定期間の就労中断やキャリア調整が不可避である現実がある。こうした条件は個人の努力や意識の問題ではなく、生物学的に代替不可能なものである。計画において数値目標の達成状況を評価する際には、このような前提条件を踏まえ、単純な比較や改善率だけで進捗を判断しない視点を明示することが重要だと考える。
- ・DVについては、被害者支援のアクセスの_triangle_（認知→相談→保護→自立）の各段階で、性別による偏り（取りこぼし）を点検できる指標設計を入れること。
- ・生活時間については、男性のケア参画を妨げる要因（長時間労働等）に対する改善指標を置くこと。
- ・実効性の検証不足の問題は、現行計画の評価が主観的なレビューに偏り、数値目標の達成度を厳密に分析した因果関係の検証が不十分である点にある。第三者機関として東京都男女平等参画審議会の設置が記載されているが、委員構成の独立性（都関係者中心の可能性）や評価手法（定量KPIの詳細活用）の曖昧さが残り、形式的な運用に陥るリスクがある。このため、PDCAサイクルが形骸化しやすく、計画の効果が実証されず、資源の無駄遣いや信頼性低下を招く恐れが高い。KPIの厳密定義と真の第三者評価の導入を強く求める。

第2章 総合計画改定にあたっての基本的事項 5 東京ウィメンズプラザの機能強化や様々な主体との連携強化

- ・課題と強化点が曖昧に見えるため、「女性だけのための施設が税金で強化されるのでは？」という誤解を招く。機能強化は“男女双方のジェンダー課題に対応するため”と明記する。相談は男性も利用可能である点や実際に多く利用（されているかは分からないが）と強調する。
- ・各男女センターに具体的にどのような働きかけを東京ウィメンズプラザが行っていくのか、どの程度支援していくのか、ゴールはどこに設定するのか、明記していただきたい。
- ・東京ウィメンズプラザが現在何をおこなっていて、なにが足りないからこういった機能強化をするのか具体的に記載をする必要がある。公共施設の中でも、名前からしてなにをしているかわからないため、都民に税金の無駄遣いと言われる可能性が高いと思うので、特に詳細に業務について記載が必要だと考える。また、公共施設の中でも博物館が入館料を取るように、この施設も歳入を得ることを考えているか。もし考えていないのであれば、ぜひ検討してほしい。
- ・民間団体等の支援は補助金、支援金等によっても進められると思われるが、補助金、支援金等の活用にあたっては、自治体（都以下）のみならず関連する国のルールも十分に考慮して要領を設定すること、適正な執行が為されるように監視すること、成果を定量的かつ確実に把握すること、そしてそれらの情報を事業評価として公表することを記載されてはどうか。
- ・東京ウィメンズプラザは、大学と連携しないでほしい。大学とは特に癒着せずに、自分独自で調査・研究するということをしてほしい。理由は、大学でわいせつ教授をたくさん雇っているからだ。いま、女性の大学教授や大学生等が、東京ウィメンズプラザに入ってきて、「私たち大学人を尊敬しなさい」というような権威主義的な教育をしている。わいせつ教授はけっこういて、例えば前の都知事の舩添要一氏は、1980年代に東大で教授をしていた時代に2人の女性の大学院生に婚外子を産ませているそう。わいせつ教員被害者やわいせつ医師被害者のほうが、東京ウィメンズプラザを利用しやすくしてほしい。

第2章 総合計画改定にあたっての基本的事項 5 東京ウィメンズプラザの機能強化や様々な主体との連携強化

・東京ウィメンズプラザの機能強化について、「予算・人員体制の確保」「既存リソースの活用」「様々な主体との連携強化」が掲げられているが、これらの記述は極めて抽象的であり、具体的な事業内容、予算規模、実施主体の選定基準が一切示されていない。この不透明性は、特定の関連団体への予算配分という利益誘導構造を隠蔽する意図があるのではないかという疑念を抱かざるを得ない。まず、「年間約3万件の相談実績」について、相談内容の内訳、相談者の属性、解決率などの詳細なデータが公開されていないため、事業の実効性を検証できない。また、相談事業を実際に担う民間団体や委託事業者がどのように選定されているのか、契約更新のプロセスは公正か、といった情報も不明です。長期にわたり同一の団体が委託を受け続ける構造になっていれば、それは競争のない既得権益であり、都民の税金が適切に使われているとは言えない。「約7万冊の図書資料」についても、その選書基準、購入先、管理運営の委託先などが明らかにされていない。特定の出版社や書店、流通業者との癒着がないか、検証可能な情報公開が必要である。「学識経験者・民間団体・関係行政機関とのネットワーク」という表現も問題です。どのような団体と連携しているのか具体名が示されず、連携の実態や予算配分が見えない。実質的には、特定のイデオロギーを持つ団体や、ウィメンズプラザと人的つながりのある団体に予算が集中している可能性がある。また、施設の名称が「ウィメンズ」プラザである点も再検討すべきである。真に「男女平等参画」を目指すのであれば、男性も含めたすべての都民が利用しやすい施設名称とすべきであり、現状の名称は女性のみを対象としているという印象を与え、男性が支援を求めにくい構造を作り出している。実際、配偶者暴力やハラスメントの男性被害者が支援を求める際に、「ウィメンズプラザ」という名称がバリアとなっている可能性が高い。機能強化にあたり、以下の透明化措置を求める。第一に、相談事業、図書館運営、講座開催、調査研究など、すべての事業について、実施主体、委託先、予算額、選定プロセスをホームページで公開すること。第二に、民間団体への交付金については、交付先団体名、交付額、事業内容、成果指標を毎年度公表すること。第三に、連携する「民間団体」の具体名と連携内容を明示すること。第四に、男性を含むすべての都民が利用しやすい施設とするため、名称の変更を含めた抜本的な見直しを行うこと。第五に、施設運営に関する外部監査を導入し、特定団体への予算集中や不適切な契約がないか検証すること。

第2章 総合計画改定にあたっての基本的事項 5 東京ウィメンズプラザの機能強化や様々な主体との連携強化

- ・東京ウィメンズプラザの機能強化について言及されているが、「ウィメンズ」という一方の性別のみを名称とする施設は男女平等参画の理念に反する。男女両性が平等に参画することを強調し、両性に配慮した施設名とすることを総合計画に記載すべきである。施設名の変更が難しい場合には、たとえ「ウィメンズ」という名称でも女性のみならず男性にも貢献し男女両性の平等を実現するための施設である旨を総合計画に記載すべきである。
- ・東京ウィメンズプラザの意義は認めるが、DVや相談支援等の領域で「男性が相談対象外だと誤解される」導線が生まれないう、都として明確な設計が必要である。都の相談導線・広報物は「性別を問わない支援」を明示すること（ただし女性支援の否定ではなく、取りこぼし防止として）。
- ・東京ウィメンズプラザで、一般人の女性が集まって、ジェンダーについて話せる懇談会のようなイベントをやってほしい。このようなイベントは無料にして、貧困者が参加できるようにしてほしい。
- ・進学・就職に直結する三位一体の支援（①女子向け理工系奨学金、②大学・企業連携の有給インターン、③女性研究者・技術者による長期メンタリング）を、ウィメンズプラザをハブにして産学官で広げていただきたい。中小企業の受入には都の補助や制度融資の加点など、インセンティブ設計も検討してほしい。

第2章 総合計画改定にあたっての基本的事項 5 東京ウィメンズプラザの機能強化や様々な主体との連携強化

・女性団体が不足している。東京ウィメンズプラザ等を使って、女性団体の育成をやってほしい。ある市の公民館では、講座で集客して、来場者をサークル化し、市民団体を作るということをやっている。

例えば、公民館で「子どもの不登校」という連続講座をやる。すると、不登校児の子どもを持つ親等が集まる。3回ぐらいの連続講座になっていて、1回目は内容が、「不登校児の現状」で、福祉学者が講演をするとして、初回は、来場者は講師の話聞いて相互に面識を得る。第二回は、臨床心理士が講師をして、「不登校児の接し方」という講演会をやる。来場者はちょっと仲良くなって、挨拶するようになる。第三回は、NPO職員がやってきて、「不登校児の居場所不足について」というような講演会をやる。すると、3回目ともなると、みんなが面識を得て、「市民団体を作ろう」という雰囲気になる。そのようにして、市民サークルが始まる。同様に、東京ウィメンズプラザで、女性団体を育成してほしい。例えば、「弱者女性支援」という講座で集客して、3回ぐらいの連続講演会をやる。初回は、「DV被害者女性の現状」というようなテーマで、2回目は、「DV被害者の接し方」というような講演会で、3回目は、「DV被害者の支援団体不足について」というような3回連続講座にする。東京ウィメンズプラザのほうで、参加者同士で女性団体を作るように促して、団体ができるわけだ。そういうふうに女性団体を人為的に作ってもらわないと、孤立・孤独が都市部で進行する中で、当事者が知人を集めて、女性団体を作るとするのはむずかしい。

第2章 総合計画改定にあたっての基本的事項 6 都民への広報の強化

- ・ “どう広報するか”が具体的ではないので、女性向け広報ばかりが強化されるイメージ。男性向け施策・若年層向け施策の広報も明記する。

- ・ 広報する対象として「施策そのものやその成果」「施策の目的や目標」が挙げられているが、施策が想定通りに為されなかったり、施策の成果が当初の期待を外れるものであったり、あるいは、施策の実行に当たって何らかのトラブルが生じるなど、ネガティブな情報も広報の対象としてしっかりと都民へと伝えるように、記載を加えられてはいかかがか。また更に、本取組に関連するインターネットに限らない偽誤情報のまん延に対しては積極的にそれを打ち消すように広報に努める、と記載されてはいかかがか。市民の情報収集能力が格段と上がった現代において、ネガティブ情報を発信しないことは隠していると捉えかねられず、そのネガティブな状態にある施策のみならず、本計画の対象となる取組全てにおいて都民の信頼・期待を損ねる懸念がある。例えば、補助金支出やその清算に関する不備不正であったり、支援者による被支援者への不適切な働きかけであったり、都の施策にはこの数年で多くの注目を集めるトラブルが頻発しているが、隠すほど憶測や生成AIによるハルシネーション等による偽誤情報の発生も招きかねない。

- ・ DV：男性被害が“相談してよい”と理解できる広報（文言・窓口表示・検索導線）を計画に明記すること。

- ・ 生活時間：男性の家事育児参画を“美談”ではなく“権利と選択の保障”として広報すること。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

- ・ 旧来の規範や慣習を打破し生き方の選択肢を拡大するための取組が、誰かにとって別の新たな規範や慣習の押し付けになることがないように十分配慮してほしい。
- ・ 第3章の「政策の方向性」は抽象的な言葉の羅列に終わっており、具体的な施策の提示がない。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

1 ～自分らしく生きていく～ 自らが希望する生き方を選択できる社会を目指して

・「多様な生き方」が抽象的で施策が弱いことで、「結婚・出産の促進＝女性への圧力？」という懸念や「男性の生き方改革が抜けている」と見なされる。「生き方の多様性（未婚・子どもを持たない選択含む）」を明示。男性の生き方改革（育児・介護）も併記する。

・「自らが希望する生き方を選択できる社会を目指す」とあり、ライフイベントやライフステージに応じた支援が掲げられている。これは重要であり、共働きや子育て、介護といった局面での支援は多くの都民に寄与するものと考えられる。しかし、支援対象の捉え方が必ずしも男女双方の生活実態を対等に捉えているとは言えない。特に、保育・介護・休業取得等の支援において、男性が取得しやすい環境整備や意識改革がどのように進められるかについての具体的施策が不十分である。育児休業や介護休業の取得促進は、女性の就労継続支援に留まらず、男性の家族参加の機会としても重要であり、都として男女双方の視点から支援強化策を提示すべき。また、社会が固定的性別役割分担意識を変革すべきとする点は共感するが、これまでの取組として女性の活躍推進が先行している印象が強いことから、これを「男性も含めたライフスタイルの多様性の尊重」という観点で再定義する必要があると考える。

・私の年代から見ると、スタート位置が違うから「恵まれた環境」と思えるけれど、それを知らない・体験していないから更なる要求が沢山あって大変だと思う。小さな枠内でしか生きられなかった時代は、それに合わせて自分も変えてこれたが、広い枠内だと何がゴールなのか、何が自分のしたい事が分からないのではないかと感じる。

・①出産・育児期における実質的な負担軽減、②家庭・地域での活動を支える、③ライフイベントやライフステージに応じた様々な支援といった分野は、多くの都民にとって直接的な効果が期待でき、優先的に取り組むべき課題であると考えられる。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

1 ～自分らしく生きていく～ 自らが希望する生き方を選択できる社会を目指して

・就学の進路選択拡大について、いわゆる大学入試における「女子枠」を設置しない、推進しないようにしてはいかかがか。大学入試における「女子枠」は、ご存じの通り、欧米諸国にて先行して設置や設置検討されたものの、男女平等に反するとして違憲・違法と判定されることがほとんどであり、本邦でも同様に考えられる。また、東京大学・横山教授からは「女子枠」の設置によって「女子は特別扱いされて入学している」ような偏見を却って助長・固定化する懸念が示されており、この観点からもいわゆるアファーマティブ・アクションとしての女子枠には反対する。

参考論文) Yokoyama, H. M., Ikkatai, Y., McKay, E., Inoue, A., Minamizaki, A., & Kano, K. (2024). Can affirmative action overcome STEM gender inequality in Japan? Expectations and concerns. *Asia Pacific Business Review*, 30(3), 543-559. <https://doi.org/10.1080/13602381.2024.2320547>

・女子の理工系進学割合の低さは、進路選択の段階より前に形成される「無意識の思い込み」に強く影響されると感じる。小中高の連続した介入（教員研修・授業デザイン・ロールモデルとの接点・実験機会の拡充）を、体系的なパッケージとして明記いただきたい。特に都立学校でのSTEMブリッジ・プログラム（出前授業、大学・企業見学、長期メンタリング）を整備し、志望→受験→進学→就職の各段階で女子の選択肢を広げる仕組みを検討いただきたい。

・共働きで夫が単身赴任をしたら、ワンオペとなり働けなくなるため、送迎付きの私立学童の費用負担など子育て支援を手厚くしてほしい。

・性別に関係なく、長時間労働の是正につながる施策をお願いする。夫の職場の状況を見ると、男性なら仕事が第一優先で当たり前、というアンコンシャスバイアスが働いているように思える。中間のまとめには「誰もが性別に捉われず、自分らしく生きていけるようになるためには、男女の区別なく力を発揮できる環境の整備と社会の意識改革が重要」とあった。性別に関係なく、ワークライフバランスを保ち、労働および子育てもしくは妊活の両立を夫婦で実現できるための施策を盛り込んでほしい。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

1 ～自分らしく生きていく～ 自らが希望する生き方を選択できる社会を目指して

- ・「家事・育児・介護を担う／担わない」も含め、性別で期待されない社会を明記。
- ・男性の家事・育児・介護参画を“促す”だけでなく、“可能にする”政策（テレワーク、時差勤務、短時間勤務、育休・介護休業取得の実効化、通勤負担の軽減等）を、計画の中核に位置付けること。
- ・「家事が好きで担いたい男性」が担える環境整備（職場の理解、評価制度、相談・学習機会等）を明示すること。
- ・女性の就業継続・再就職・キャリア形成を「自己努力」に帰さず、保育・介護等の社会資源整備とセットで提示すること。
- ・近年、男性の育児休業取得率は上昇傾向にあるが、家事・育児関連時間では依然として大きな性差が見られる。これらのことは、単に制度の存在のみならず、職場文化や社会的期待、周囲の評価が影響していることも指摘されている。この点を踏まえ、計画には次のような視点の強化を求める。①男性の育児休業取得を実際に促進するための評価制度・企業へのインセンティブ設計（企業評価指標の導入など）、②育児・介護に関する男性向け情報発信・相談支援の強化、③地域コミュニティにおける「男性の家族参画促進イベント」等の支援
- ・生活時間の課題を「女性の被害」だけで語らないこと。男性の就労制約、職場文化、制度の不備が“参画阻害要因”であることを、政策として正面から扱うこと。
- ・男性の家事育児介護参画を、施策の主要成果として位置付ける（参画“促進”ではなく参画“可能化”）。
- ・女性の健康支援を強化しつつ、男性や多様な性の健康課題も「排除しない」書き方（必要なら関連施策への橋渡し）を徹底。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

1 ～自分らしく生きていく～ 自らが希望する生き方を選択できる社会を目指して

・「困難を抱える女性支援」について位置付ける場合次のような賛否がある。賛成：女性の困難が深刻な領域を重点化する意義はある。反対：重点化の言説が、男性の困難の不可視化や排除につながる危険がある。また、「困難を抱える女性支援」を位置付ける場合でも、都として「性別により困難を矮小化しない」原則を併記すること。

・足の健康を失いやすい女性が、足に自信と誇りを持ち、何歳になっても健康で快適な歩行を続けるために、足と靴の正しい知識を学ぶ機会を増やしてほしい。足と靴の健康管理を自分で行えるよう、正しい知識を体験できる機会をつくってほしい。

①忖度のない「足と靴の正しい知識」を周知してほしい。女性の足の変形、弱りを加速させているのは、社会の知識不足、無意識の差別にあることを気づかせてほしい。

②「足の変形予防意識」の向上を図ってほしい。

③足と靴のサイズの多様性の理解をすすめ、誰もが自分の足を大切にされていることを実感できるよう、「足の健康権利の意識の向上」と「足の健康権利を尊重する社会の実現」を図ってほしい。靴のサイズ規格が、多様に富む社会になるよう、力を貸してほしい。

④足と靴の悩みを抱える人は一人で抱え込み、足と靴の孤独に陥る傾向にある。安心して悩みを打ち明け、励まし合える機会をつくり、社会から孤立しないようにしてほしい。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

1 ～自分らしく生きていく～ 自らが希望する生き方を選択できる社会を目指して

・足の健康を失いやすい女性が、自分の足に自信と誇りをもち、何歳になっても快適に歩き、自立生活が続けられるよう、「足の変形予防」「正しい足と靴の知識」の周知に取り組んでほしい。「足の変形予防社会」の実現に向け、二つのことを願う。

①正しい知識を学ぶ機会の確保

日本では、間違った知識や情報を目にする機会が多く、いつのまにか足と靴の間違った行動、思い込み、誤解が定着・標準化してしまった。その影響を受けるのは、圧倒的に女性だ。足の変形は女性の自立生活を阻む要因になりやすいにも関わらず、「自分の足に起きていること」に気づくことができない。気づいても「ふつう、当たり前、仕方がない、女の運命のようなもの」と関心が低い。足の健康低下が深刻になるまで、放置傾向にある。よい姿勢と歩き方を願う人は大勢いるのに、足の変形への関心はほぼゼロ。足の変形は足のアーチを低下させ、歩行を困難にするのに、自分の足に起きている足の変化に気づかない。このような社会で、足の弱い女性の自立生活は可能だろうか。

「足と靴にはお金がかかる」イメージがあるが、「絶対にやってはいけないこと」を学び、間違った行動をやめるだけでも効果はある。でも学ぶ機会がない。公的機関だからこそ教えられる、忖度のない「足と靴の正しい知識」を誰もが学べる機会をつくってほしい。

②「靴のサイズの差別解消」への取組

正しい知識を学び、間違った行動を止めても、個人の努力ではどうすることもできない。それが「靴」の課題、オーバーサイズの靴問題だ。自分の足には大きすぎるオーバーサイズの靴がどれほど女性の足の健康、歩く力にダメージを与えているか。オーバーサイズの靴のリスクを知らず、自分がオーバーサイズの靴を履いているとも知らず、足と靴に悩む女性が大勢いる。日本では「足囲の大きな靴」を別の言葉に置き換えた靴の広告が数多くあり、足囲の大きな靴を「足に優しい」と信頼し、あえて「足囲の大きな靴」を選ぶ女性が大勢いる。結果、オーバーサイズ、ブカブカの靴を選んでしまっている。一般的に女性の足囲は細く、足囲の合った足囲の細い靴が必要だ。しかし、足囲の細い靴は「きつい」と誤解し、自分の足囲より大きな靴をあえて選ぶ人が大勢いる。また、足囲が細いのに、「甲高幅広」と勘違いする女性也大勢いる。中には7段階も足囲の大きな靴を履く人もいるほどだ。これは珍しいことではない。

(次頁へ)

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

1 ～自分らしく生きていく～ 自らが希望する生き方を選択できる社会を目指して

(前頁から)

- ・「足に優しい」を強調する靴の多くが「足囲3E以上」。足囲の細い靴は皆無。
- ・女性向けの靴の足長の多くが22.5～24.5cm。それ以外のサイズがない。
- ・足囲＝3E、足囲が大きくなほど足に良い、足囲の意味を知らない女性が多数。
- ・自分が大きな足囲の靴を履いていることを、体験的に学ぶ機会が必要。

このブカブカの靴問題は、女性の体の特徴を無視し、足のサイズの多様性を知る機会を失わせている。足と靴の誤解と思い込みをつくる原因になっている。サイズの合わない靴を履くことがどれほどつらいことか、社会の関心はあまりにも低く、女性も「つらさ」の原因がわからない。「つらさ」を仕方がないと諦めている。自分の足が認められていない社会、足に合う靴のない社会でどうやって安心・安全が守れるだろうか。自分の足に自信と誇りを持つことができるだろうか。実際、足囲の細さに気づいていない女性たちは「足囲の大きな靴が合わない」ために、「わたしの足はヘン、おかしい、特殊」と劣等感を感じていた。

- ・生まれつきの足のサイズで区別され、苦勞と損が生じる社会がなくなるよう、社会の中の情報の正誤を見分ける力、足に合う靴を求める声が育まれるよう、正しい知識を体験的に学ぶ機会を作してほしい。
- ・「正しい知識」を周知させ、足の健康と足の自信回復体験の機会を増やしてほしい。
- ・気持ち晴れ晴れと歩ける女性を増やし、「足の変形予防意識」を向上させてほしい。
- ・「足と靴の悩みは女につきもの」「女の大足」意識がなくなるようにしてほしい。
- ・足の変形のあるイラスト・写真・カタログ・ドラマ・番組がなくなるよう、正しい知識をすべての人に広めてほしい。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

2 ～女性がいきいき働ける～ 雇用・就業分野における女性活躍の促進

・「女性の活躍を推進する条例案」法案で「男性管理職の生理痛の体験会」などの事例の何が女性の活躍を推進するのか意味が分からない。医者が風邪を引いたら処方箋が変わるのか？社会が感情的に女性に優しくして欲しいという趣旨であるなら分かるが、それは活躍推進とはズレていると思うし、それならばむしろ自殺の多い男性を放置するのは明らかに平等から見て不思議である。思想の偏りや女性は差別されているという思い込みを感じる。無いとは言わないが、女性向けの条例をわざわざ作る程でもない。

・①企業への制度拡充支援による働き方の多様性の促進（リモートワーク、フレックス促進）を盛り込んでほしい
働き方の柔軟性が高まれば子育て・介護がしやすくなるので産後の女性でも総合職・フルタイムでの勤務が可能となり女性管理職比率も上げていける。働き方の柔軟性が高まらないと所得の低い方（現状では主に女性）、社会的責任の軽いと判断される方（現状では主に女性）が仕事を制限することとなり、正社員比率も高まらず、所得格差も埋まらない。

・②所得格差の小さい企業への認定や報奨金等を検討して欲しい
男女格差とは経済格差である。女性に経済力を持たせることが真の女性活躍である。

・新条例の内容が曖昧で、女性を優先的に採用・昇進させる条例になるのでは？という懸念を生む。条例の趣旨は“女性優遇”ではなく、労働市場の構造改革や公正性確保であると明記してはどうか。

・男性に生理痛体験と称して、痛みを感じる装置で苦痛を与える取り組みを検討していることが事実だとするなら、著しく不適切だ。人に痛みを与える装置を強要するのは傷害や暴行罪に当たるのではないか。なぜ男性には痛い目に合わせることをしても良いと考えているのか。このような差別的、暴力的な取り組みを平気で立案、実施する神経がわからない。このような差別・犯罪行為に税金が使われるのも理解不能。いい加減にしてください。税金もらって働いてる自覚があるか？断じて許容出来ませんし、このような異常な施策が出てくる異常な組織や人材をそのままにせず、厳正な処罰を望む。本当にいい加減にしてほしい。こんなことで税金から給料もらってる奴がいるなど言語道断。猛省していただきたい。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

2 ～女性がいきいき働ける～ 雇用・就業分野における女性活躍の促進

- ・こんなことに我々の血税を使わないでほしい。即刻中止を求めます。
- ・男性管理職の下腹部に電流を流さないで女性の生理痛を理解できないとする施策は、まるで男性を実験動物扱いするかの様な加害性を感じて非常に不快。また、子作り年齢の男性に電流を流す事で生殖能力や障害発生等のリスクがないか安全性はきちんと検証されたのか。若者への悪影響はかなり心配だ。全般に女性も男性も分け隔てなく活躍できる社会作りには賛同するし、協力していきたいとは思いますが、前述の施策があるために他にも胡散臭い要素が無いのか不信感が募ってしまう。条文には「男性管理職を電気ショックで拷問します！」とまでは明言されていない様なので、実行計画の段階では正気を取り戻して頂けたら幸いだ。
- ・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への取組として、その解消に向けて都が実施する施策に協力するよう努めることという努力義務は都民には課されないことを明記されてはいかがか。いわゆるアンコンシャス・バイアスを解消することも、「男らしさ」「女らしさ」という考え方を堅持することも、いずれも個々人の自由であり、考え方の多様性にほかならない。そのような考え方を解消する施策への努力を強制することは、考え方の多様性の否定であり、それは本来の男女共同参画の理念に反するものとなる。
- ・東京都の計画は、女性の活躍促進やジェンダーに起因する賃金格差・参画格差の是正に重点を置いている。これは現代社会における重要な課題であることに疑いはない。東京都では、女性活躍推進計画や女性活躍推進大賞の制度設計が継続しており、様々なチャレンジを促している。ただし、「活躍」の捉え方が必ずしも男女の役割や課題を対称的に捉えていない点が懸念される。特に、男性側の「働き方の柔軟性」「家庭参加の機会の実質的改善」「男性に対するカウンセリングや社会的支援の強化」などが、女性支援と比べて施策として弱い印象があります。結果として、男女双方の支援を個別化してしまい、総合計画として「平等参画」を実現する視点が希薄になってしまう可能性がある。
- ・男性管理職に生理痛を体験させる装置の研修を義務付けた場合、相手を刑事告訴予定だ。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

2 ～女性がいきいき働ける～ 雇用・就業分野における女性活躍の促進

- ・女性がいきいきと働ける事を保障するなら、男性もいきいきと働けることを保障してほしい。働き方に関しても生きたいように生きるのは勝手だがその勝手に付き合わされ負荷がかかり残された社員に対して金銭的な保障もしてほしい。
- ・ライフステージごとに、女性だけでなく男性も含めて、働き方を選択できるよう、雇用・就業分野における政策を期待する。具体的には、都ではじまった小学生の保護者の短時間勤務など、子どもにも寄り添った働き方が広がることが、豊かな社会へつながると考える。
- ・「アンコンシャス・バイアス」は確かにあるがそれは自然なこと。適正は性別、体型、性格、興味、運動能力、ホルモンなど様々なものが関係あるので差別はいけないが条例をつくる事は違和感がある。条例違反をしたらどうなりますか？男女平等、機会促進の次は何でしょう？国籍平等ですか？何でもジェンダーレス化に向かわないで欲しい。「性別による無意識の思い込み」を変えようとする事は憲法に反すると思う。この条例案を都民全員が承知しているか？勝手に進めないでほしい。この条例のデメリットを知らされていない。進めてはいけない。一方的なメリットしか発信していない。都議会議員も無責任だ。当選したらやりたい放題に見える。条例をつくる程の内容ではない。127名の都議会議員がいて何をしているのか？「生理痛体型」も滑稽だし、無意味な条例だ。他にやるべき事を見つけてほしい。
- ・同一労働同一賃金と言えど、職場内で男女がいる場合は、肉体的に辛い仕事や深夜労働は男性が優先して配置されている。育休は男性の取得はできない職場環境である。生理休暇や育休等のライフワークバランスに関わるものは男女の性差無く平等に取得可能にしなければならないと考える。
- ・男性を対象にした施策、条例がないのは明確な憲法違反ではないか？

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

2 ～女性がいきいき働ける～ 雇用・就業分野における女性活躍の促進

・アンコンシャスバイアスの解消とあるが、一方的に男性に理解を迫る内容であり到底公金の使用用途としてふさわしくないと感じる。特に、ロールプレイングのつもりでも女性が体験し得る経験を男性にさせる体験はいかがなものか。もちろん、男性職員が強いられる地方への転勤や不利な休日出勤、責任の押し付けも女性職員にも体験させるものとして理解するが、本当にそれで良いのか。また、能力に依らない最低限度(最低数の枠を設けた)の女性管理職枠についても強く反対する。本来、性別や年齢に依らない採用が好ましい項目においてある性別のみに偏った優遇を無くすのが目的のはずなのに、再生産しているようにしか思えない。正直、読む価値の無い内容と感じる。これが公金と時間を浪費し話し合われ可決される事に恐怖と激しい嫌悪感を覚える。アンコンシャスバイアスの解消を一方向ではなく、両方向から解消せずに男女平等の実現は無理なのではないか。この法案自体が男女の分断を煽る非常に悪質なものとしての印象を強く受けた。

・男性に生理痛体験させることはおかしい。第七条の無意識の思い込みによる概念が思想の自由を侵害するのではないか？敢えて明記し、そう言った空気を作ることで同調圧力を作り、男女をより分断させるのではないか？そして一体どこまでクリアできれば女性が活躍できる社会になったと誰が判断するか？判断できなければ延々と税金が投入されブラックボックスになっていくのではないか？東京が行えば全国に押し付けるのではないか？このような状態で推し進めるには期間があまりに短すぎるのではないか？再考を求める。

・女性がいきいきと働けるでは無く、男女共にいきいき働ける環境の構築にしてほしい。今現在の「東京都男女平等参画推進総合計画の改定に当たっての基本的考え方（中間のまとめ）」では、完全に女性優遇であり、男性差別になる。

・女性の非正規雇用が多いことや管理職の男女比率を問題にしているが、子育てでフルタイム勤務出来ないのだから当たり前だ。フルタイムで働きたい人もいるだろうが、多くは「共働きじゃないと生活できないから」だ。周りの母親が皆働いて「働いてない負い目」を感じるから働く。働かずに済むなら子育てに専念したい。女性にこれ以上背負わせないでほしい。仕事と家事育児に追われ限界寸前の母親が沢山いる。夫の稼ぎで生活が出来ればあとは各々上手くやる。そもそも私は男女共同参画推進自体、もう無用の長物だと思っている。少子化推し進めるほど女性の社会進出は進んだので無駄な所に税金使うのは本当に止めてほしい。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

2 ～女性がいきいき働ける～ 雇用・就業分野における女性活躍の促進

- ・男性管理職への生理痛体験会なんて日本の歴史に恥である。真面目に働いて税金を収めて、追加で通電で痛みを与えるなんて冗談じゃない。一般的な善良な都民の我慢は、もう限界を迎えている。
- ・基本理念である「性別による無意識の思い込みの解消」が憲法で規定されている思想の自由に反している。
- ・「雇用・就業分野における女性活躍の促進」という政策の方向性は、表面的には男女平等を謳いながら、実質的には性別を基準とした優遇措置であり、真の能力主義や機会の平等という原則に反する重大な問題を含んでいる。まず、「女性の活躍に関する条例（仮称）」の制定により、企業に女性登用の数値目標を課すことは、性別による逆差別を制度化するものだ。採用や昇進において、能力や実績ではなく性別を基準とすることは、男女雇用機会均等法の理念に反する。女性であるというだけで優遇され、男性であるというだけで不利益を受けるという状況は、まさに性別による差別だ。特に問題なのは、「管理職に占める女性の割合15.2%」という現状を「不十分」と評価し、数値目標による強制的な引き上げを図ろうとする点だ。しかし、この割合が低い背景には、女性自身が管理職を望まない傾向、出産・育児によるキャリアの中断、長時間労働を伴う管理職ポストの労働環境など、複合的な要因がある。これらの構造的課題を放置したまま、数値目標だけを設定すれば、能力や経験が不足している人材を性別を理由に登用するという本末転倒な事態を招く。また、「L字カーブ」の問題についても、一方的に「女性が正規雇用として働くことが困難」と決めつけているが、これは女性の自己決定を無視した議論だ。出産・育児後に非正規雇用を選択する女性の中には、ワークライフバランスを重視し、自らの意思でそのような働き方を選んでいる人も多数いる。すべての女性が正規雇用でフルタイム労働を望んでいるという前提自体が、多様な生き方を否定する押しつけだ。さらに、「所定内給与額の女性の男性に対する割合は70%台半ば」という記述も、職種、勤続年数、労働時間、役職などの要因を考慮しない粗雑な比較だ。同一職種、同一勤続年数、同一役職で比較した場合の男女格差はどの程度なのか、客観的なデータに基づかない議論は、企業への不当な圧力となる。加えて、この政策分野が「女性がいきいき働ける」と女性だけに焦点を当てている点も問題だ。男性の長時間労働、男性の育児参加を阻む職場環境、男性へのハラスメント（特に性的ハラスメントの男性被害が認識されにくい問題）など、男性が直面する労働問題が完全に無視されている。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

2 ～女性がいきいき働ける～ 雇用・就業分野における女性活躍の促進

・（前頁から続き）改善提案として、以下を求める。第一に、性別を基準とした数値目標の設定ではなく、性別にかかわらず能力と意欲のある人材が公平に評価される制度の整備を優先すること。第二に、女性の管理職比率や正規雇用比率の向上を目標とするのではなく、「管理職になりたい人が性別を理由に妨げられない環境」「正規・非正規を問わず、本人が望む働き方を選択できる環境」の整備を目標とすること。第三に、賃金格差については、職種・勤続年数・役職などを統制した科学的な分析を行い、真に不当な格差が存在する場合のみ是正措置を講じること。第四に、男性の働き方改革、男性の育児参加支援、男性へのハラスメント対策など、男性が直面する労働問題にも同等の予算と施策を配分すること。第五に、条例制定にあたっては、企業の自主性を尊重し、過度な規制や罰則を設けないことだ。

・「雇用・就業分野における女性活躍の促進」については、すでに法制度や企業の取組が一定程度進展しており、東京都が新たな条例制定や追加的施策を重点的に推進する必要性については、慎重な検討が必要であると考え。特に、

①アンコンシャス・バイアス対策

②意識改革を目的とした啓発事業

③管理職等を対象とした体験型施策

については、その実効性や費用対効果が不明確であり、限られた財源を投入する政策として優先度が高いとは言えない。都民の税金を用いる以上、具体的な成果が検証可能な施策に重点化すべきと考える。

男女平等参画社会の実現に向けては、理念や意識啓発に偏るのではなく、都民の生活実態に即し、効果と必要性が明確な施策に税金を投入することが重要だ。今後の最終答申及び計画策定にあたっては、施策の優先順位と財政的妥当性について、より一層の検討を行っていただくことを要望する。

・ふざけた使い方をやめてほしい。生理痛の追体験？これで女性活躍も何もない。こんなふざけたことをして楽しいか？税金だと理解しているか？効果検証はできているか？色々な観点でばら撒くのはやめて、本質的かつ直接投資に限定してほしい。女性の社会進出を謳いたいなら、男性育休の推進ぐらいで充分ではないか？これ以上アフーマティブアクションもいらぬ。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

2 ～女性がいきいき働ける～ 雇用・就業分野における女性活躍の促進

・高度経済成長期で「固定的な性別役割分業」が進み社会保障制度等の枠組も片働き世帯を標準として今日まで枠組みの変化はない。しかし、バブル経済崩壊後に起きた所謂「就職氷河期」時代は、非正規という不安定な働き方が圧倒的となり、未婚化・晩婚化の急速な進行、共働き世帯の増加などが社会環境の大きな変化をとげている。とりわけ非正規の50%を超えており男性の2倍以上で推移している状況だ。この「就職氷河期」世代は今40代50代にさしかかり正規雇用を上回っています。これは女性が仕事と家庭の両立のため労働時間調整がしやすい非正規を選ぶケースや正規の仕事が見つからないことも深刻な理由だ。その問題に真摯に向き合うことなくして女性の活躍は一部の恵まれた人たちにしか与えられないのではと思う。2024年4月に施行された「困難を抱える女性支援法」の活用と、まずは安心して暮らせる住宅の供給は喫緊の課題といえます。

・「雇用・就業分野においては、就職や家庭と仕事との両立への支援などを進めた結果、女性の就労数は増加～」とあるが、就労は人間本来の姿だ。また、物価高騰に対し賃金上昇が抑えられていることが大きな原因であり、支援の結果とするのは自画自賛過ぎる。非正規労働者の増加について、現状認識での記述がなく状況認識が大いに不足していると言わざるを得ない。非正規雇用は本人の望むものではない。安心安全に働き続けられる社会状況を作るための都の姿勢が見られないことが残念だ。差別のない働き方を実現するための施策を都は示し、国に働き掛ける責務がある。管理職についても一定の割合を定めるなどの積極的施策が必要だ。

・新たな政策の具体的内容が何ら記述されていない。実効性のある施策を望む。

・「無意識の思い込み」という曖昧な定義で社会を統制するような条例を都民に周知することなく、議論することなく可決したことは大変遺憾。決議前にも議会宛に意見を送ったが、まったく考慮されていないことにも失望した。私自身女性として、男性に生理痛を体験して欲しいと思わないし、人それぞれの考え方を抑えつけるような条例は思想統制と思われても仕方ないと思う。また大切な公金を無駄なことに使われていることにほとんど失望している。良心を持って議論、改善されることを切に望む。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

2 ～女性がいきいき働ける～ 雇用・就業分野における女性活躍の促進

・男性管理職への生理痛体験会等は必要ない。利権が絡んでいるだけだ。私は都民の女性だが、人によって生理の重さは違うし、その時によって辛さも違う。重い方で希望する方に生理休暇を与えたり、膝掛けを使用できるだけで十分だ。税金で何かをしたいのなら、きちんと都民に意見を求めてほしい。あくまで血税であって無限に使えるものではない。他にも不満はあるが、都民を馬鹿にするのもいい加減にして下さい。

・土木、建設、開発等いわゆる土臭い肉体労働業界では慢性的に人手不足の状況が続いている。さて、女性はこういった「キラキラしていない」業界への就労を希望することがあるか？現実的に一般的な女性の多くが「自ら」避けがちな業種に対して「無意識の思い込み」とは乱暴すぎないか？ぜひ女性自身の意思でこういった「キツイ」業界への就労を志望すればいい。思い込みという実態のないデータではなく、労働白書という実のデータで男女の性差がすぐに埋まる。それとも東京都は男性に「キラキラ」業種を女性に譲り、「キツイ」肉体労働に就労することを強制するのか？それこそ性別に対する「意識的な思い込み」ではないか？男性に電流を流して女性の加虐心を満たすよりも女性にキツイ仕事に従事してもらうほうが男女平等だと思う。あと条文の多くが「女性」に限定して優遇を強いる文章となっているが、法の下での平等に従い「男性と女性」両方に優遇するよう主語を修正すべきだ。

・都が進めようとしている男女平等参画社会の実現には、より実効性ある取り組みが必要であると感じている。とりわけ男性従業員が多い職場においては、女性特有の困りごと（体調、仕事と育児の両立）や男性育休取得、育児参加の必要性への理解が不足しており、アンコンシャスバイアス（無意識の偏見）と共に、活躍を阻む大きな「壁」となっている。この「壁」を壊すには、専門家が職場に出向き、セミナーやワークショップを通じて理解を促す取り組みなどが効果的なのではと考える。ついては、こうした啓発活動を積極的に行う市区町村や民間企業等に対し、活動費用を支援する助成制度の新設・拡充を提案する。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

2 ～女性がいきいき働ける～ 雇用・就業分野における女性活躍の促進

・「女性がいきいき働ける」「女性活躍の促進」という女性のみを対象とした文言は男女平等参画の理念に反する。社会の現状は「男性だけがいきいき働ける社会」にさえなっていない。男性にとってもいきいき働ける社会の実現は重要である。「男女両性がいきいき働ける社会」を実現するため、「男女両性の活躍を促進」するため、女性だけでなく男性が社会を生きる上で抱える困難も支援する政策を総合計画に明文で記載すべきである。

・「女性活躍」が社会を良くするというのもアンコンシャス・バイアスではないのか。女性の社会進出が謳われてすでに何十年と経っているが、社会状況は悪化の一途である。特に喫緊の問題たる少子高齢化は明らかに女性の社会進出及び関連する女性の非婚化と連動している。「女性活躍」という思想自体の見直しが必要ではないのか。さらに、支援対象を女性に限定すること自体が性差別であると断言できる。女性への支援に多額の税が投入されてる一方、困窮している男性達は放置されている。自殺率は女性の倍以上、ホームレスも男性ばかり。なぜ男性の支援は行われぬのか。本当に困窮してるのは男性ではないのか。

・女性の就業継続・再就職・キャリア形成を「自己努力」に帰さず、保育・介護等の社会資源整備とセットで提示すること。

・女性活躍の推進は重要である。他方で、家事・育児・介護の負担是正と不可分であり、男性側の参画可能性（時間・制度）の整備を同時に書き込むことが、女性活躍の実効性を高める。女性活躍推進の各施策に「男性の家庭参画を可能にする働き方改革」をセットとして位置付けること。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

2 ～女性がいきいき働ける～ 雇用・就業分野における女性活躍の促進

・女性活躍推進条例は不要であり、男女平等参画総合計画に統合すべきだ。条例案の核心である「無意識の思い込み解消」（企業・行政に対する研修義務化）と、総合計画の中間まとめで掲げられる「性別役割分担意識の変革」（ライフイベント支援を通じた啓発活動）が、対象者（企業・行政・市民）と手法（意識改革のための研修・啓発）でほぼ同一の内容となっており、重複が明らかだ。この重複は、二重行政を招き、限られた行政資源（予算・人員）の分散を招く深刻な問題を生じさせる。条例案は新たな法的拘束力を企業に課すことで、研修実施の義務化や報告体制の構築を強いる可能性が高く、中小企業をはじめとする事業者への過剰な負担増大を懸念する。一方、総合計画は既に女性活躍推進法に基づく行動計画として位置づけられており、数値目標を設定した実行策を推進する枠組みを有している。このため、条例の理念部分（無意識のバイアス解消）は総合計画の「性別役割分担意識の変革」柱で十分にカバー可能であり、新たな条例制定は不要だ。むしろ、総合計画に統合することで、政策の効率化を図り、企業・都民への混乱を避け、資源をより効果的な実行面（例：ライフイベント支援の拡充や暴力根絶対策）に集中させるべきだ。

・特定の性別に肩入れすることが男女平等に繋がるとは到底考えられない。また、生理痛の疑似体験というのは、ただのモラルハラスメントであり、男性に対するセクシャルハラスメントでもあるので、一都民として中止するべきであると強く感じる。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

3 ～ささえる、ひろめる～ 男女平等参画を阻む意識改革や環境整備

- ・男女双方が抱えるジェンダーバイアスを整理できていないため、「男性側の課題が軽視されている」という反発を生む恐れがある。男性への偏見（“一家の大黒柱であるべき”）にも言及して、教育・企業・行政の役割分担を明確化すべきではないか。
- ・「男女平等参画を阻む意識改革や環境整備」との表現について、「意識改革や環境整備が阻害要因である」かのように読めてしまった。ここでの趣旨は、「男女平等参画を阻む要因を解消するために、意識改革や環境整備が必要」ということだと理解している。そこで、例えば「男女平等参画を阻む要因を解消するための意識改革や環境整備」といったような書き方にしていた方が誤解がないと思う。
- ・意識改革が必要と都が考えることは否定しないが、その考えを都民に強制するかのとき施策とならないよう、最大限の注意を払われることを勧める。「多様な人々と共生」とあるが、意識改革が必要だからと特定の思想を押し付けるような施策や、特定の思想以外を排除するような施策では、正に多様な考えを持つ人々との共生を行政として認めないこととなり、矛盾する。
- ・男女平等を謳いながら、「誰もが性別に捉われず、自分らしく生きていけるようになるためには、男女の区別なく力を発揮できる環境の整備と社会の意識改革が重要」と主張することは都民に対する背信である。削除して下さい。
- ・「多様な人々と共生するとともに、様々な困難を抱える人々、そのことに自ら声を上げられない人々を取り残すことなく、それぞれの事情に応じた取組を推進していくべき」という考えは、男女平等とは別の話である。削除して下さい。
- ・性別二元制と異性愛主義を打破し、外国人や障害者を包摂して日本国民を疎外する主旨なのだろうが、これは大多数の都民に対する迫害に他ならない。マインドチェンジすべきは都民ではなく、民主主義とは真逆の悪政を恥じない東京都だ。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

3 ～ささえる、ひろめる～ 男女平等参画を阻む意識改革や環境整備

- ・STEM教育の質を高めるには、教員研修の標準化が鍵だと思う。授業評価や進路指導に潜む性別の思い込みを可視化し、理数科目の学び方・つまずき方の性差に配慮した指導法の研修を定期的実施・認定してほしい。校内の評価・表彰制度に「ジェンダー公平な指導実践」を組み込むことも提案する。

- ・「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への取組」は、どんな立場の方にとってもハラスメントにならない取組であることが望ましい。様々な立場の方が、各場面でどう感じるかという点を正確に捉えることは、かなり繊細な問題であるが故、極めて難しいと思う。まだひな形の確立されていない取組であると思うが、有意義な取組が実施されることを期待する。

- ・性別による無意識の思い込み・偏見といったマインドチェンジに関する点について、教育や広報活動が不可欠であるが、学校教育、地域社会、企業といった横断的な領域でのアプローチが必要だ。例えば、①男女双方にとってのロールモデル提供（男性の育児参加、女性の管理職就任等）の推進、②性別役割に基づく職業選択の偏見を払拭するためのキャリア教育の強化、③子どもから大人まで幅広い年齢層へのジェンダー感受性教育（これらは、単に「女性活躍支援」という文脈を超えて、性別役割固定化を社会全体で解消する取り組みとして改めて強調すべきである。）

- ・環境、立場に関係なく自由に意見を述べる状況等、廻りに気兼ねなく発言出来ると良い。

- ・固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス＝無意識に持っている、偏見や思い込み）を、早期的に教育現場で啓発することは、幼い頃より思想統制を行うことになるのではと危惧している。男女は一緒、平等でありえることは生物学的身体構造において永久的にあり得るはずは無く、どうしても男女の違いは出てくる。なのに性別にとらわれないことを逆に強要することに繋がると思われる。各々が考えて良い思想を政治が介入するのは、逆に人権や思想の自由を奪うことに繋がると思う。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

3 ～ささえる、ひろめる～ 男女平等参画を阻む意識改革や環境整備

- ・要らない。貴重な都税を、ごく一部の人の気持ちに注ぎ込む体裁で、人権ビジネスに公金を投入するのは止めて欲しい。こんなことのために納税してるんじゃない。一般的な善良な都民の我慢は、もう限界を迎えている。
- ・憲法十九条の思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。という条文に引っかかるので反対する。
- ・これは完全なる違憲である。素人でも分かる。ちゃんと法律や憲法の専門家の意見を聞いて作っているのか？先に利権ありきの条文ではないか？個人の思想の自由・良心の自由の侵害である。削除されたし！
- ・アンコンシャスバイアスは人によって判断基準が異なるため色々な考えから意見を言える反面、意見を言える範囲が狭まって行くので少し立ち止まって再考してほしい。
- ・女性の社会進出における無意識の思い込みは何なのか、もしこれが性差に関する話なら問題だと考える。生物学的にみて性差があるのは当然であり、それを思い込みに過ぎないと表現するは男性や女性に対しての大いなる侮辱である、このような偏った考え方を世に広めようとする事自体、真実を歪める錯覚効果を生み出すもので、ほとんど洗脳に近いと考える。違いを認め尊重しあうことは大切ですが、どんな綺麗事を並べようと性差をただの思い込みであると押し付け、強制にした時点で別のものになる。思想信条ないし尊厳を奪うに等しい。セクハラ防止や犯罪を事前に防止するなどの話であれば、思い込みなどは関係ないし、無意識の思い込みとは？この表現は一体なんのためのものか具体的な説明が必要ではないか？できなければ表現を見直すか、削除すべきであると考えます。
- ・「社会のマインドチェンジ」を「男女平等参画の実現に向けた広報活動」に変えてはいかがか。ともすると「行政施策により市民の考え方を変える」としか読めず、思想信条の自由を犯す取組と見られて誤解を呼ぶことから、「広報」や「啓発」といった言葉に置き換え、あくまでも行政の施策は情報提供であることが確実に伝わるようにすべき。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

3 ～ささえる、ひろめる～ 男女平等参画を阻む意識改革や環境整備

・「無意識の思い込みへの取り組み」とはタイトルの「マインドチェンジ」より「思い込みを解消・変える為の取り組み」となるかと思うが、ここでの「取り組み」とは憲法等で保障される市民の思想信条の自由、同18条の苦役を強制されないこと、同31条の法に依らない刑罰の禁止等の法を侵さない取り組みである「情報提供」に限るものと考えて宜しいか。もし、「情報提供」に限るものであれば、誤解を招かぬように「マインドチェンジに向けた広報」とタイトルを変えてはいかがか。

・性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への取り組みが重要課題として挙げられているが、すべての能力差や適性を思い込みとして扱うことは、合理的な判断や必要な配慮を否定しかねない。性別に基づく思い込みの強調が、かえって「男性だから」「女性だから」という視点を再生産する可能性もある。重要なのは、性別ではなく個々人の得意・不得意や関心に焦点を当て、能力や意欲を伸ばす支援を行うことである。

・都の示された「女性の活躍に関する条例(仮称)」の意図(下記、参考)に則り、計画に対する誤った理解が広がらぬよう、計画の本文に、「無意識の思い込みへの取り組みとは、気付いてもらうために情報提供をするもので、一定の考え方を強制するものではなく、個人の内心に踏み込むものではありません。」(参考Q13)と記載されてはいかがか。また、あくまでも市民の自主性を喚起する取り組みであり、罰則や不利益を伴うものでは無いことも、本計画の本文に明記されてはいかがか。

参考 <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/basic/sangyo/joseikatsuyakujourei>

・なぜ、人の考えること、思うことが無意識だと判断されるのか。それが無意識であるとは誰が決めたのか。こういう観点から見ると、「無意識の思い込みへの取り組み」というのは、誰かが勝手に決めた物差しで個人の思想を強制的に統制するということにつながるのではないのか。このような統制は基本的人権の侵害であり、民主主義の根底をも崩壊させかねないものであると考える。よって以上の理由より、この東京都の条例は違憲であると判断し、無効でなければならないと考える。

・アンコンシャス・バイアス意識が個人の資質によるものとする見解があるとすれば、それは責任転嫁というべきものだ。企業、行政、教育分野など社会におけるあらゆる場所で、恣意的に差別を容認し利用してきたと認識されてしかるべきだ。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

3 ～ささえる、ひろめる～ 男女平等参画を阻む意識改革や環境整備

・「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への取組」これをそっくり削除してほしい。その理由として、1.思想統制に他ならない、2.私たち一般人からすると虚業の公金依拠のベンチャー企業に、啓蒙教育と称した利権（お金の垂れ流し）が発生する、3.曖昧な概念で、利権絡みでいくらでも対象を拡げられる。それよりも、勤労者の肉体的疲労回復、通院、家族ケアのために時間休・半日休・無給休の機会を増やした企業に都がインセンティブを与える事、その事を啓蒙キャンペーンしていただきたい。労働と育児の疲労、女性特有の病気からの回復を支援する事に繋がり、それが女性活躍に直接的に寄与する。啓蒙教育に携わった立場から、表面的にほんの一時、嫌々施された教育は身にならず、お金と時間の無駄になると申し上げる。そして、公金や企業から、教育を称した人権啓蒙ビジネスに支払われる悪質さ（一例として部落解放同盟）、これは世間に知れてきている事を認識してほしい。利権虚業が入り込む計画や理念条例を止めるようお願いする。

・男女共同参画の推進と、個人の内心への介入は別問題だ。「意識改革」という名目で特定の価値観を押し付け、人の考え方まで是正しようとするのは、思想の自由を前提とする民主主義とは言えないのではないか。

・無意識の思い込みについて、思い込みと言うためには、100%確実な正解がなければ断定できないはずだ。一つの事柄でも個々によって正解は異なる。思想や考えは行動に移す前には個人の自由だ。これは憲法でも保障されているはずだ。無意識の思い込み、の段階では他者の制約は受けてはいけない。それを行動に移して、初めて制約を受ける。思想に関しては万人にとっての100%の正解はない。思想に介入することは教育に当たるが、それも選択肢を与え、個々が考えて思想を形成しなければならない。無意識の思い込みを他者がコントロールしようとする事は日本国憲法の元においては許されないことだ。ましてや、条例でそれを推進するなどあり得ないことだ。

・「社会のマインドチェンジ」や「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への取組」を、男女平等参画を進めるための重要な施策として位置づけているが、アンコンシャス・バイアスという概念は本来、社会現象を分析するための枠組みであり、行政が個人の内心や価値観に対して是正・変容を促す対象として扱うことには、思想・信条の自由という基本的人権との緊張関係が生じる。本中間のまとめでは、その限界や慎重さについての明確な整理が不十分であると感じる。⁵¹

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

3 ～ささえる、ひろめる～ 男女平等参画を阻む意識改革や環境整備

・「意識改革」や「理解促進」を行政目的として強く掲げることは、将来的に過度な介入的施策を正当化するおそれがある。近時、都幹部による「生理痛体験」等への言及があったが、こうした身体的・精神的介入を伴う取組は、本人の意思に反して実施される場合、明確なハラスメントとなり得る。本中間のまとめ自体に直接の記載はないものの、「意識を変えること」を政策手段として前面に出す構造が、このような危険な施策を生み出す温床となることを強く懸念する。男女平等参画を推進するのであれば、個人の内心の自由、身体的自律、そして男女双方の負担の公平性を前提とした慎重な制度設計が不可欠だ。価値観や行動を行政が誘導・矯正する方向ではなく、選択の自由と多様性を尊重した支援に軸足を置くよう、計画内容の再検討を求める。

・「マインドチェンジ」などと言っているが、そもそもマインドつまり内心は憲法で保障されているように自由である。その最大の人権にまで行政が介入することになんの正当性もない。この一点だけ見ても、東京都の取り組みは税金の無駄遣いである。また、「女性活躍」が社会を良くするというのもアンコンシャス・バイアスではないのか。女性の社会進出が謳われてすでに何十年と経っているが、社会状況は悪化の一途である。特に喫緊の問題たる少子高齢化は明らかに女性の社会進出及び関連する女性の非婚化と連動している。「女性活躍」という思想自体の見直しが必要ではないのか。さらに、支援対象を女性に限定すること自体が性差別であると断言できる。女性への支援に多額の税が投入されてる一方、困窮している男性達は放置されている。自殺率は女性の倍以上、ホームレスも男性ばかり。なぜ男性の支援は行われないのか。本当に困窮してるのは男性ではないのか。

・法的強制力の重視: 「アンコンシャスバイアスへの取り組み」とされる意識改革という不確かな手法よりも、法による厳罰化を暴力抑止の主軸に置く。

・バイアス対策の矛盾: 特定の性別（男性）に一律の施策を課すことは、皮肉にもその施策自体が「性別による思い込み（バイアス）」を助長している。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

3 ～ささえる、ひろめる～ 男女平等参画を阻む意識改革や環境整備

・男女平等を実現するためには、男性だけが意識を変えればよいというわけではないと思う。日本には長年にわたる固定観念があり、「男性は外で働き、女性は家事を担う」という考え方が今でも根強く残っている。「家内」という言葉が今も使われていることから、女性が家庭を守る存在とされてきた歴史がうかがえる。また、遺族年金など、これまで女性を前提とした制度や政策が実施されてきたことも事実だ。女性の就業率は以前より上昇しているものの、依然として弱い立場に置かれている女性を支援する形で平等に近づけようとしてきた側面がある。その一方で、「主婦になりたい」と考える女性の割合は、あまり大きくは減っていない。そのため、女性が働きやすい職場環境を整えることはもちろん重要だが、同時に、女性自身の意識の変化も必要なのではないかと思う。

・DV：被害者像の固定観念（女性のみ、男性は加害者のみ）を、アンコンシャス・バイアスとして扱い、研修・広報の対象に入れること。

・生活時間：性別役割分担の固定観念を、企業・職場文化にも踏み込んで是正すること。

・電子機器を利用した盗撮等、新たな犯罪形態に対応した取り組みを迅速に実施してほしい。電子機器により容易となった犯罪が多くあるはずである。最新の事例に対応した、効果的な犯罪抑止対策を進めてほしい。

・女性の視点を生かした災害対応について、防災の総論として、男女双方の視点とした方がいいのではないか。

・わいせつ教員、わいせつ医師被害者への支援をしてほしい。男女共同参画センターと社協ぐらひは、安全に利用したい。DV被害者の場合は、来るのが夫1人しかいないが、わいせつ教員被害者の場合は、地元小学校・中学校や教育委員会、公民館、大学等があるが、その教師1万人が来るという感じだ。小学校はいじめをもみ消すし、大学はアカデミック・ハラメントをもみ消す。教師たちは、地域社会を完全に支配しないと気が済まないようで、特に大学教員や学生等が、地域福祉団体に入ってきていばる。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

3 ～ささえる、ひろめる～ 男女平等参画を阻む意識改革や環境整備

- ・幼少期から相手を思いやる心や親切心を育める生活環境の整備は、性別を問わず社会で活躍する力を育てる上で不可欠だ。安心して暮らせる環境づくりには、幼児期からの性教育も専門的に教育分野で取り扱う必要がある。ここでは、「自分の身体と心は他人の身体と心とは違う」「自分が感じていることが相手も気持ちではない」という基本的な理解を育むことが重要であり、犯罪防止や他者尊重の基礎にもつながると考える。こうした専門家の見解も計画に反映されることを望む。
- ・文面では、努力義務としか読み取れない。ハラスメントが犯罪であるとする法制化を都として働きかけるとともに、積極的に条例化や財政面での対応をとる必要があると考える。
- ・「女性の視点を生かした災害対応」の記載について、男性以上に困難を抱えやすい災害時の女性支援は重要であるが、男女平等参画の理念に照らし表記を両性に配慮したものに改めるべきである（例：男女平等参画の視点を生かした災害対応など）
- ・“女性向け”と“男性向け”を分断するのではなく、「誰も取りこぼさない」相談・制度設計を横串として記載すること。
- ・女性に対する暴力”の根絶を掲げること自体は理解するが、同時に、DV等の被害者支援は性別を問わないという運用原則を、別項（DV対策）だけでなく、この項にも明示すべきである。「暴力被害者の保護・支援は性別にかかわらず行う」旨を、ここでも明記すること。
- ・理科系クラブやコンテスト、研究室活動での性差別的言動やセクハラ防止、相談・通報体制の明記をお願いしたい。オンラインでの嫌がらせや不適切画像の拡散等、デジタル領域の対策も含めて学校単位でのルールと研修を標準化し、匿名相談の導線を整えていただくと安心かと思う。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

3 ～ささえる、ひろめる～ 男女平等参画を阻む意識改革や環境整備

・女子学生が盗撮された写真が、学校名と共にネット上に晒され続けている。学校の教員が盗撮した写真も晒されており、このような状態にある女子の学校生活は、とても「安心して暮らせる環境」とはいえない。なぜ盗撮の画像が投稿されるサイトが、平然と運営され続けるのか。特に成人が未成年を性的対象として接触することは犯罪のはずなのに、それらに関わる画像をネットで流出させることは、なぜ許されているのか。法律の抜け穴があるせいか。それとも日本に昔からある「若ければ若いほどいい」といった女性への価値観による問題なのか。

今の小型カメラはあらゆる小物に付属され、個人のポケットの中に簡単に潜ませることができるようになっているが、それらを探知する対策は、ほとんどの学校で全くとれていないのが現状だ。男性教員や男子生徒がいつでもどこでも盗撮し、女性を性的な消耗品へと置き換えることができる。それが今の東京の、日本の学校の環境だ。学校には第三者的な立場で学校問題に取り組む組織や制度が必要だ。警察や自治体、民間などと連携され、常時、監視サポートされる学校になって欲しい。そのように外部の組織や制度的に透明性の高い学校生活であれば、生徒はプライバシーも守られ、性被害も防げるのではないか。学校で何らかの被害があった時、すぐに可視化されるよう、以下の8つの政策を提案する。

①未成年を対象とした性犯罪的投稿を扱う匿名掲示板に対する監視・通報体制の強化、②学校名・制服を対象とした性的言動や盗撮の摘発を、警察と連携して迅速化、③生徒が盗撮・性被害を受けた際の専門的な相談窓口と心理支援体制の拡充、④性犯罪者に対する実効性のある再犯防止措置（GPS、行動制限、治療プログラム等）の強化、⑤被害者の画像・情報がネット上に残り続けることへの法的対応のさらなる整備、⑥「女性を性的消費の対象として扱ってよい」という文化を根絶するための性教育の高度化、⑦AIを悪用した性的加工（ディープフェイク等）に対する規制と摘発体制の強化、⑧未成年への性加害を助長するサイトの遮断や行政的対応の拡大

法律的な観点からみれば、日本は性犯罪の刑罰が軽く、被害者が声をあげるとしたら被害状況の詳細な振り返りも必要になる。そのため、今でも多くの女性が泣き寝入りを強いられやすくなっている。これでは「安心して生きる権利」までも基礎から侵害されている。

「声を上げられない人を取り残さない」という東京都の理念を本気で実現するなら、被害者が孤立せず、加害者が厳格に処罰され、学校という日常空間を安心して過ごせるよう、今すぐ上記に提案する政策の取り組みをお願いします。

女性が「文化だから」と性的搾取されることをあきらめ、声を押し殺すことが当たり前になっている社会では、男女平等参画の理念は空論になってしまわないだろうか。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

4 配偶者暴力対策

- ・子ども支援・男性被害・外国人女性の問題の記載が不十分で、「DV＝女性だけの問題」とも読める。男性被害が存在することを明記し、公平性を確保するとともに同伴児支援・二次被害防止を追加してはいかかが。
- ・「配偶者暴力」について、物理的な暴力だけでなく、経済的DVやモラハラ等も含まれるのか？含まれるのであれば、様々な態様の「配偶者暴力」を想定していることを明記していただくとよいかと思う。
- ・「配偶者暴力対策」について、相談窓口の周知徹底や支援体制の拡充、専門職の育成支援をよりしていただきたい。
- ・令和6年3月の男女共同参画局の調査によれば「2 配偶者からの暴力の被害経験(性別)」として被害経験は女性で28%、男性で22%であり、今回記載の「多くの場合女性であり」とするほどの性差が無いことが明らかとなっている。このようなDV被害者は女性であるかのようなアンコンシャス・バイアスは男性被害者の軽視・不可視化につながるものであることから、その解消のために「多くの場合女性であり」という記載を見直されてはいかかがか。
調査報告書) https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r05danjokan-gaiyo.pdf
- ・配偶者暴力対策において、多くの場合は被害者が女性となっているが内閣府男女局の調査によると女性が27.5パーセント、男性が22.0パーセント配偶者から被害を受けていると回答。もっと男性に配慮した計画としてほしい。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

4 配偶者暴力対策

・女性配偶者に対する暴力、男性配偶者に対する暴力がある。勿論被害者にはケアが必要ではあるが、配偶者に対する暴力を行う方と婚姻契約を結んだ本人の責任は何処にあるのか。相手方に脅迫や暴行を受け婚姻契約をしたのか。相手方の事を理解せず、異性の押しに負けて、世間体、できちゃった婚などの言い訳、他責任及び無責任な行動の結果ではないか。男性だけでなく女性から告白、プロポーズしたっていい。配偶者暴力に関しては、無責任な両性が起こした結果だと考察する。男女共に婚姻契約を行うという事に対して、責任の自覚を構築する教育が先決事項だと思う。その後に子供を授かる事に対する責任を教えてあげてほしい。(少子化対策)「東京都男女平等参画推進総合計画の改定に当たっての基本的考え方(中間のまとめ)」では当人達に魚の釣方を教えず、ただ魚を与える事に他ならず何の解決にもならない。両性共々、責任と言う釣方を教えなければ駄目だ。

・DV=男性が加害者で女性が被害者というイメージがつくのは、良くない。どちらにもDVがある。身体的DVは、むしろ女性の方が男性にしている。精神的DVも子どもを連れ去る件では、女性が圧倒的に多く、男性は、婚姻費用やら子どもの親権を奪われる等とても苦痛を感じている。それを改善する方が先だ。男女共同参画の相談窓口も女性は、週1回なのに対して男性は、月1回しか相談窓口で対応されていない。男女共同参画の意味が成立していない。差別だ。その点を改善しないと国も東京都も子どもの権利条約を守っているとは、到底思えない。

・統計で判明している事実を軽視ないし無視している。

例:「配偶者暴力の被害者は、多くの場合女性であり」(4 配偶者暴力対策)

→ 配偶者暴力の被害者の性別に偏りはほとんどなく、若年層では男性の方が多とする報告もある。また、どこ(誰)にも相談していない被害者の比率は女性の約4割に対して男性では約6割にのぼる。この件については男性への支援を強化するのが筋だ。https://www.gender.go.jp/about/danjo/whitepaper/r04/zentai/html/honpen/b1_s05_01.html

・主に被害者保護についてのみ述べられている。特に配偶者暴力について、人権侵害という認識が希薄だ。暴力は繰り返される。加害者に対する教育研修プログラムが必須だ。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

4 配偶者暴力対策

・「被害者は、多くの場合女性」「女性に対して配偶者が暴力を加えることは（中略）男女平等参画社会の実現を妨げるものです。」との記載は、たとえ少数であれ男性の配偶者暴力被害を軽視しているとも読み取れるため、強く非難する。男性の配偶者暴力被害者が少数であるのなら、彼らはマイノリティである。マジョリティにのみ支援の手を差し伸べマイノリティには手を差し伸べないという姿勢は、男女平等参画の理念に反するのみならず、そもそも現代社会の倫理観に反している。「男性は女性よりも強くあるべき」という社会のアンコンシャス・バイアスにより、またマイノリティであることにより、男性のDV被害者は女性よりも厳しい状況に置かれていることが各種調査でも明らかになっている。こうした最新の事実を踏まえて、総合計画には男性の配偶者暴力被害者への支援も明記すべきである。

・普遍性より個別性: 生理的現象やトラウマは個々人で異なるため、一律の「体験」や「ケア」の枠組みを当てはめるのではなく、対話による個別最適化を図るべきである。

DVの深刻性は強調されるべきだが、計画文書内の記述が「DV＝女性被害」という固定観念を補強する形になってはならない。DVは性別を問わず起こり得る重大な人権侵害であり、男性被害や多様な性の被害も含め、差別なく救助される設計が必要である。

・「被害者は多くの場合女性」といった断定的表現は避け、「被害は男性と女性双方に存在する。被害者の性別にかかわらず、相談・保護・自立支援につなげる」という趣旨に改めること。DV支援は迅速性が要である一方、相談・支援・行政手続が性別バイアスにより運用されると、真の被害者の救済を阻害し、誤認・過剰適用・虚偽申告等のリスクを高めうる。よって、都は次を明記すべきである。

①被害者支援は性別により排除しない（男性被害も“対象外”にしない）。

②現場（相談員・委託先・関係機関）に対し、性別固定観念を排した研修と実務指針を整備する。

③緊急保護の迅速性を確保しつつ、支援・保護の継続判断は、客観的事実の整理（記録、聴取、リスク評価）を丁寧に行い、当事者双方の権利侵害を生まない運用を徹底する。

④男性被害者が相談しやすい導線（広報、窓口表示、匿名性、夜間対応、オンライン対応等）を整備する。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

4 配偶者暴力対策

- ・ (1) 配偶者暴力 (DV) の被害者支援の必要性

DVは重大な人権侵害であり、被害者は性別により救助の可否が左右されてはならない。被害者の性別を固定化する表現を避け、「性別を問わず」支援する原則を本文に明記すること。

- ・ (2) きめ細かな支援等の実施

①男性被害者の相談導線（窓口表示、オンライン、夜間、匿名性、周知）を整備し、“相談の壁”を下げる施策を明記すること。

②支援現場の性別バイアス是正（研修・指針・点検）を明記すること。

③迅速保護と適正手続（誤認・過剰適用・虚偽申告等のリスク低減）を両立させる実務運用の整備を明記すること。

・ 配偶者への暴力対策は、男性女性問わず受けられるものでしょうか？ハラスメント関連もそうですが、男性の痛みは見ない、ということはないはずですが、かなり疑問が感じられます。具体案で、男女平等を示して欲しいです。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

4 配偶者暴力対策

・本項が示すとおり、DVは潜在化しやすく深刻化し得るため、被害者の安全確保と切れ目のない支援、トラウマインフォームドケアの推進を重視する方向性に賛成する。一方で、DV支援の枠組みが社会的に信頼され、真の被害者が適切に守られるためには、「虚偽の申告」や「制度の悪用」が疑われるケースへの対処（冤罪防止）も、計画上の課題として位置づける必要がある。虚偽申告が疑われる事案が適切に整理されないまま運用されると、被害申告全体への信頼が損なわれ、結果として実被害者のケアや早期支援が遅れるリスクがあるためだ。ついては、（2）関係機関の連携・人材育成等／調査研究の推進の中に、次を追記することを提案する。

- ①相談初期段階から、被害者の安全を最優先にしつつ、客観資料に基づく記録化・評価手順（時系列整理、診断書・写真・通信記録・第三者聴取等の扱い方）を標準化すること
- ②関係機関において、事案類型（高危険度／要追加確認／争点整理が必要等）に応じた連携プロトコルを整備し、当事者双方の人権侵害（不当な烙印・二次被害）を最小化すること
- ③虚偽申告や悪用が疑われる場合の対応（相談記録の保全、適切な説明と救済導線、必要に応じた法的手続の案内）を明確化すること
- ④虚偽申告・誤認・冤罪リスクに関する実態把握と検証（調査研究）を行い、被害者支援の質を高めること

上記は被害者支援を萎縮させるためではなく、「真に危険なDVを見落とさないこと」と「支援制度への信頼を損なう悪用を抑止すること」を両立させ、結果として実被害者の保護を強化するための提案である。

・東京都の計画文書として、最初から性別で「被害者像／加害者像」を固定する書きぶりは不適切であり、支援アクセスを性別で狭める危険がある。DV（親密な関係性の中の暴力）は性別を問わず発生し得るため、計画本文の表現・運用原則を「性別中立（gender-neutral）」に改め、女性支援の充実を維持しつつも、男性被害の潜在化・相談抑制・自死リスクを計画上の課題として明記し、相談・保護・心理支援の導線を制度として整備すべきである。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

4 配偶者暴力対策

・「被害者＝女性」を前提にした断定的記述は、計画本文として不適切（文言修正を強く求める）

「中間のまとめ」4 配偶者暴力対策には、「配偶者暴力の被害者は、多くの場合女性であり…」という趣旨の記述がある。しかし、DVは性別を問わず起こり得る。東京都が掲げる「男女平等参画」の計画である以上、計画本文が“最初から性別で当事者を決め打ちする書きぶり”であってはならない。この書きぶりは、男性被害者等の支援アクセスを心理的・制度的に阻害し、被害の潜在化を深め得る。

「配偶者暴力の被害者は、多くの場合女性であり…」→「配偶者暴力（DV等）は性別を問わず発生し得る。被害経験は女性に偏りがみられる一方で、男性被害も一定割合存在し、かつ男性は相談につながりにくい傾向があるため、支援は性別によらずアクセス保障されるべきである。」としてはどうか。

・女性支援の充実は否定しないが、男性被害・相談抑制・自死リスクを“例外扱い”せず、計画上の課題として明記すべき
内閣府の白書（令和7年版）では、配偶者からの暴力の被害経験が、女性27.5%・男性22.0%と示され、また「何度も」被害に遭った割合は女性13.2%・男性7.2%と示されている。一方で、被害を受けた人のうち「どこ（だれ）にも相談していない」割合は女性36.3%に対し男性57.2%と高い。すなわち、男性被害は“例外”として扱える水準ではなく、むしろ支援に接続しにくい（潜在化しやすい）という政策課題が存在する。さらに、厚労省の自殺統計（原因・動機別。複数の原因・動機が計上され得る）では、「夫婦関係の不和（DV）」が令和4年に計99人（男72・女27）、「交際相手からの暴力（DV被害）」が令和4年に計86人（男81・女5）と、DV関連と整理される一部項目で男性が多数を占めている。この事実は、男性被害の潜在化・相談抑制が放置されると「命」が失われ得ることを示す。

よって東京都のDV施策は、女性支援の充実を維持しつつも、

- ①計画本文の基本姿勢として「被害者支援は性別によらず等しくアクセス保障する（性別中立）」を明記し、
- ②男性被害者も相談・保護・心理支援につながる導線（周知、窓口表示、夜間・オンライン、匿名性、同行支援等）を制度として整備し、
- ③自死予防（心理支援・孤立防止）を“被害者・加害者・加害とされた者”を含めて組み込むべきである。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

4 配偶者暴力対策

・「加害者とされた人」への扱い：丁寧な対応・状況証拠の検証・安全確保（分離）を制度として明文化すべき

DVは外部から発見しにくい一方、相談段階では情報が片側に偏りやすく、誤認・不当なラベリングが起き得る。だからこそ東京都の計画には、次の制度原則を明記すべきである。

①当事者双方の安全確保を最優先

被害申告がある場合は迅速な保護が必要である。

他方で、事実関係が未確定の段階では「まず分離して安全を確保し、同時に専門職が危険度評価・事実整理を行う」という二段階が不可欠である。

→「被害者を逃がす」だけでなく、「加害とされた側も含めた緊急避難先（性別中立）」や危機介入（自死リスク評価含む）を整備し、暴力・自死・再トラブルを防ぐ導線を東京都施策として用意すべき。

②“検証”は被害の矮小化ではなく、適正な保護と再発防止の前提

「状況証拠の検証」「関係機関の情報連携」「危険度評価の標準化」「記録の質（時系列・具体性）の向上」を計画に入れるべきである。

これは“被害者を疑う”ためではない。支援資源を適正配分し、真に危険なケースへ重点投入し、冤罪的な扱い・二次被害を防ぐための行政の基本姿勢である。

・更生（加害者プログラム）を「被害者支援の一部」として拡充し、効果検証と基準整備をセットで進めるべき

「暴力の根絶」には、被害者保護と並行して、加害者の行動変容（再発防止）を制度化する視点が不可欠である。国（内閣府）も加害者プログラムの推進・調査研究を位置付けている。東京都も「配偶者暴力加害者プログラム事業費補助金」等により取組を示している。よって計画本文では次を明記すべきである。

①加害者プログラムを「被害者支援の一環」として位置づけ、実施件数の拡大だけでなく、効果検証（再発率・安全性・満足度等）と実施基準の整備を必須要件にする。

②相談段階から「加害者更生」「同居継続の安全確保」「別居への移行」等の複数の出口を用意し、“誰か一方だけを優遇する設計”に見える構造を改める。

③被害者・加害者・加害とされた者のいずれにも、自死予防（心理支援・孤立防止）を組み込む。

第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性

4 配偶者暴力対策

・賛否両面の整理

賛成：女性が深刻な被害に遭いやすい領域があること、統計上の偏りが示される領域に重点配分を行うこと自体は否定しない。

反対（修正要求の核心）：しかし「最初から女性に重点」という書き方（＝性別で当事者像を固定する書き方）は、平等原則と実務の両面で危うい。

順序を改め、「支援は性別中立（アクセス保障）」を原則として明記した上で、統計的偏りが示される領域には“結果として重点配分する”という構造にすべきである。

・DV夫から妻への暴力だけでなく、DV父から子への暴力も対象に入れてほしい。DV夫から妻への暴力については支援が充実しているが、父から虐待された子には支援がないです。

・配偶者暴力の被害の多くは女性であるというアンコンシャスバイアスがある提言である。近年、男性のDV被害件数が急増しているが、男性にも女性配偶者からのDVが成立するという理解が進んだことによる。そのため、被害に苦しんでいるのは女性という思い込みを排し、男性用に窓口を増やす等の予算を確保すべき。

・配偶者暴力の被害の大半が女性とのことだが、男性の配偶者暴力被害を少数であることを理由に無視しているかのようにも読み取れる。配偶者暴力は男女問わずいけないことであるのは明らかで、女性の被害にばかり注目せず、男性の被害についても注目した内容にした方が適切だと感じた。

その他

・東京都の「女性・若者・シニア創業サポート2.0」は全年齢の女性、39歳以下の男性、55歳以上の男性が対象になっており、40歳から54歳の男性だけが対象から外されている(この世代はいわゆる就職氷河期世代であるにも関わらず)。東京都自身が性差別主義であるという自覚を持って、その是正を指針に加える必要があるのではないか。

・埼玉県を東京都にしよう。1年中東京都で働いている埼玉県の人達は東京都民。山手線をひとまわり大きいものをつくろう。

・前提として、本条例の基礎となっている男女平等参画基本条例の見直しをすべきだと思う。

見直すべき主な点は、

①都民からの苦情処理委員会設定の規定がないこと。条例第7条に「都民等の申出」の規定はあるが、それを検討し対応する機関の規定はない。都民は言いっぱなしである。

②男女平等施策をモニタリングし、評価する常設の第三者機関を置くべきである。

東京都男女平等参画審議会は常設の機関ではなく、行動計画改定などの都度、任命され開催される機関であり、モニタリングの役割は果たしていない。

③男女平等参画推進に係る管轄部局が縦割りに分割され、施策推進のセンターがない。

男女平等参画基本条例・行動計画は生活文化局、困難女性支援施策の基本計画は福祉局、性暴力被害者支援ワンストップ事業は総務局、女性活躍推進条例策定は産業労働局と分けられている。女兒に対する施策や教育に係る分野を含めるとさらに多岐にわたる。

男女平等参画推進行政のセンターをすることが必要である。

④女性差別撤廃条約は、女性の権利を包括的に規定する女性の権利章典である。東京都の基本条例も女性差別撤廃条約の実現をめざす立場を明らかにすべきである。